

食品に関するリスクコミュニケーション ～食品中の放射性物質対策に関する説明会～

平成 24 年 1 月 16 日 (月)

東京会場 (星陵会館)

内閣府食品安全委員会

厚生労働省医薬食品局食品安全部

○司会（新本課長） 大変長らくお待たせをいたしました。ただいまから、「食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～」を開会いたします。私は、本日の司会を務めます内閣府食品安全委員会事務局の新本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、主催者を代表いたしまして、厚生労働省の医薬食品局食品安全部の三浦部長よりごあいさつを申し上げます。

○三浦食品安全部長 御紹介いただきました厚生労働省の食品安全部長でございます。

本日は、食品中の放射性物質対策に関する説明会に参加いただきまして、誠にありがとうございます。本説明会の開催に当たりまして、主催者を代表いたしまして一言ごあいさつを申し上げます。

昨年は、未曾有の災害となりました東日本大震災と、それに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生いたしました。まず初めに、犠牲になられた方々や被害に遭われた方々に謹んでお悔やみとお見舞いを申し上げるとともに、昨年来、食品中の放射性物質の問題により国民の皆様に御不安や御不便が生じていることを十分に認識し、今後ともしっかりと対応していく所存でございます。

食品中の放射性物質の問題につきましては、国民の皆様の最大の関心事の一つになったところでございます。厚生労働省のみならず、政府を挙げて対応を進めてまいりました。具体的には、原発事故後、速やかに食品中の放射性物質の暫定規制値を設定し、これを超える食品が市場に流通するがないよう、各地方自治体が中心となってモニタリング検査を行い、暫定規制値を超えた食品については、回収や、状況に応じて出荷制限等の措置を講じてまいりました。

一方、暫定規制値は暫定的な対応として定められたものでございます。内閣府に置かれた食品安全委員会において、国内外の多数の文献を基に食品中の放射性物質による健康影響の検討が進められ、昨年10月に食品健康影響評価が答申されたところでございます。

その後、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会で検討が進められ、昨年12月22日の部会で、食品中の放射性物質についての新たな基準値案がとりまとめられました。

後ほど詳しく御説明申し上げますけれども、新たな基準値案は食品中の放射性物質からの線量が年間1mSvを超えないように設定いたしました。現行の暫定規制値も十分に安全なものと評価されておりますが、食品区分や基準値の設定方法などにおいて、より安全、安心を重視したものになったと考えております。

この新たな基準値案につきましては、現在、文部科学省の放射線審議会での審議をいたしているところであり、また世界貿易機関、WTOへの通報、1月6日に始まりましたパブリックコメント等の諸手続を経た上で関係法令等の改正を行い、今年の4月に施行する予定であります。

これまで、消費者の立場に立って9万件を超える食品中の放射性物質の検査を実施し、

その結果を速やかに公表するなど、情報提供に努めてきたところでありますけれども、今後は安全な食品をより一層安心して食べていただけるよう、検査体制の充実を図るため、地方自治体の検査の支援を行っていくほか、厚生労働省においても機器整備に関する財政的な支援措置を行ってまいります。

また、生産者の方々の対策につきましても、農林水産省においてきめ細かな対応を検討いただいており、厚生労働省といたしましてもその取組みを支援していきたいと考えております。

食品安全行政を進める上では、消費者、事業者といった幅広い関係者相互の間で情報や意見を交換することが極めて重要であり、食品安全の国際的な手法であるリスク分析の中でも重要な一要素として位置づけられております。このため、厚生労働省と内閣府食品安全委員会では農林水産省とも協力し、新たな基準値案や食品中の放射性物質による健康影響、国や地方自治体が実施する検査の内容などについて、国民の皆様に理解を深めていただくため、全国7か所で「食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～」を開催することといたしました。

本日は、新たな基準値案などについての行政側からの説明の後、会場の皆様から御意見や御質問をいただき、お答えする時間を設けておりますので、皆様と活発な意見交換ができるべと考えております。

また、今回の説明会だけではなく、厚生労働省のホームページ、政府広報、自治体の広報誌など、あらゆる媒体を活用しながら、今後も引き続き国民の皆様の理解を深めていただくための取組みを進めることとしております。お集まりの皆様の御協力と御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。今日はよろしくお願ひいたします。

○司会（新本課長） それでは、議事に入ります前に、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

議事次第の1枚紙の後に、右肩に資料1と番号を振っておりますけれども、資料1、資料2、資料3、資料4、これがこの後の講演で使用される資料でございます。

その後に、アンケートといたしまして、今日御参加いただいた皆様へということでアンケート用紙を入れてございます。終了後、受付の回収ボックスに出していくだけだと思います。

以下、参考ということで、食品安全委員会の方から食品安全モニターの募集のチラシ、食品安全委員会のメールマガジンの登録のお知らせ、最後に農林水産省からメールマガジン『食品安全エクスプレス』の御案内ということで入れさせていただいております。不足等があれば、近くの係の方におっしゃっていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、続いて本日の進行についてお話をさせていただきます。お手元の議事次第を御覧ください。この後、4名の方から御講演をいただきますけれども、最初に食品安全委

員会の熊谷委員長代理の方から、「食品中の放射性物質の健康影響について」ということで、リスク評価機関である食品安全委員会におきますリスク評価の結果などについて御講演をいただきます。その次に、そのリスク評価の結果に基づきまして、現在検討してございます新しい規制値の関係につきまして、厚生労働省の基準審査課長より食品中の新たな基準値についての御講演がございます。その次に、厚生労働省の道野室長の方から、検査の関係について講演をいただきます。最後に、農林水産省の生産局の安岡室長の方から、農業生産現場における対応について御講演をいただきます。全体で60分程度を予定してございます。

その後、10分ほど休憩をいただいた後、会場の皆様方と質疑応答、意見交換ということで予定しております。閉会は16時を予定しておりますので、議事の円滑な進行に御協力いただきますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず最初の御講演ということで、食品安全委員会の熊谷委員長代理より説明をさせていただきます。

○熊谷食品安全委員長代理 熊谷でございます。今日は、私ども食品安全委員会が行いました健康影響評価について、コンパクトにお話をさせていただきたいと思います。

(P P)

まず、その前に放射線と放射性物質につきまして、これはもうほとんどおさらいになろうかと思いますが、基礎的な部分をざっとお話しさせていただきます。

放射線は物質を通過する高速の粒子、あるいは高いエネルギーの電磁波から成っております。ガンマ線、ベータ線、アルファ線とございますけれども、ガンマ線がエックス線と同様の電磁波、物質を透過する力、これは一番下の絵でお示ししますが、アルファ線やベータ線に比べて強いという特徴を持っております。ベータ線は電子の流れ、アルファ線はヘリウムと同じ原子核の流れということでありまして、アルファ線は薄い紙1枚程度で遮ることができるという特徴を持っております。

(P P)

放射能と人体影響の単位でございますけれども、放射線に使われる単位は大変たくさんありますけれども、この中で今日特に必要となる単位について、おさらいの意味で御説明します。

「Bq(ベクレル)」というのが食品中に含まれる放射線の単位として使われますけれども、これは放射能の強さの単位として使われます。それに対して、「mSv(ミリシーベルト)」とか「Sv(シーベルト)」は人体影響レベルの単位として使われます。この「Bq(ベクレル)」から「Sv(シーベルト)」を換算することができますけれども、そのときに使われる係数が「実効線量係数」と呼ばれるものです。

「Bq(ベクレル)」はここにお示しましたように、食品検査などの結果表示で使いますけれども、この「Bq(ベクレル)」で表されたものが全身の人体影響として、「実効線量」という呼び名で表されます。それはどういう場合にこういうことが言われるかというと、

食品の場合ですと内部被曝によって受ける人体影響ということになります。

(P P)

これはその計算方法ですけれども、今の式に当てはめることになります。例えば、1 kg当たり 500Bq のセシウムを含む食品を 1 kg 食べた場合の人体影響の程度を「Sv」で表すとどういうふうになるかといいますと、 $500\text{Bq}/\text{kg}$ 掛ける、1 kg 食べるわけですから 1 kg を掛けて、それに実効線量係数という決まった係数を乗じますと、そこではじかれてくる「mSv」、あるいは「Sv」という単位で表せる量がこの 500Bq を食べた場合の人体影響の程度を表す数値になります。

この実効線量係数は放射性物質の種類ごとに、セシウム 137、あるいはヨウ素とか、摂取経路、これは経口あるいは吸入などですけれども、年令区分ごとに設定されております。元は ICRP という国際委員会で設定したもので、これは我が国においても法的に位置づけられていまして使われております。

(P P)

放射性物質が減る仕組みですが、体内に入りました放射性物質は放射性物質の性質と排泄などの体の仕組みによって減少します。その減少はどういう減少かといいますと、2種類あって、1つは「物理学的半減期」と呼ばれるもので代表される減少の仕方、これは放射性物質の放射能が弱まる、つまり物質が壊れて壊変するというような言葉を使いますけれども、そうしていくことによって放射線を出しながら壊変していくわけですが、その量が減っていく。それが半分に減る時間が「物理学的半減期」と呼ばれるものです。

それから、体内に取り込まれた場合に、食べる、あるいは吸入した場合に、ほかの放射性物質でない化学物質と同じように、生物学的半減期をもって体の中から消失していきます。これは腎臓を経由して尿から排泄される、あるいは糞便に排泄されるという仕方で排出されていきます。そのことによって減っていく。これが「生物学的半減期」と呼ばれるものです。

物理学的半減期の例をここにお示しましたが、セシウム 134 は約 2 年、それからセシウム 137 が 30 年、ヨウ素 131 が 8 日間。それから、生物学的半減期は、例えば放射性セシウムの場合に、年令によって違いますけれども、例えば大人ですと 70 日とか 90 日、幼児はもうちょっと短いという半減期で減っていきます。

(P P)

もう一つよく出てくる言葉は「内部被曝」と「外部被曝」という言葉があります。内部被曝も外部被曝も、人体影響は同じ単位の「Sv」で表されます。

内部被曝というのは、この図にお示しましたように、食品摂取、あるいは空気から吸入する、それによって被曝することをいいます。外部被曝は、文字どおり外側からの被曝ということになります。

内部被曝では、体内での存在状況に応じた放射性物質からの被曝が続くことを考慮して線量が計算されます。被曝線量の単位としては、先ほど申しましたように「Sv」で、それ

はここに計算式が書いてありますように、取り込んだ放射性物質の放射能の強さ（Bq）掛ける、先ほどの実効線量係数ということで表されます。

外部被曝につきましては、「線量率」という言葉がありますが、これは時間当たりの「Sv」で表されることが多いですが、この線量率に被曝した時間を乗じるということで算出されます。

(P P)

自然放射線から受ける線量ですが、1人当たりの年間線量は日本人の平均としては約1.5mSvと計算されております。この内訳は、ここにお示ししましたように、特に重要なのは平均して食品から0.41mSvという放射線を私どもは受けている。これは去年の福島の事故前からずっと今に至るまで、この線量を受けていますことになります。

自然放射線の量は地質によって異なるため、若干の地域差があるということがわかつています。食品には、カリウム40などが含まれているために、食品から放射能を受けることになります。

(P P)

今、申しましたカリウム40ですけれども、これはこのスライドの一番下の文章に書いてありますように、カリウムは自然界に存在し、動植物にとって必要な元素であって、その0.012%程度が放射性物質であるカリウム40を自然に含んでおります。そのために、この表にお示ししましたように、通常の食品に含まれる放射性物質、すなわちカリウム40としてこれだけのものが含まれております。

例えば、昆布ですと、1kg当たり2,000Bqという放射能が通常含まれております。それから、比較的少ないものとして清酒が1kg当たり1Bqという放射能が含まれております。というわけで、いろいろな食品が放射能を含んでおります。これらが私どもが自然に食品から受けている放射能の基になるものです。

(P P)

放射線による健康影響の種類としまして、大きく分けまして「確定的影響」と「確率的影響」という言葉が使われます。

「確定的影響」と言われるのは、比較的高い放射線量で我々の体に出る影響で、例えば高線量による脱毛とか不妊などが挙げられます。

一般に、確定的影響につきましては、しきい値というのを設定することができます。例えば、急性被曝による永久不妊のしきい値は男性3,500mSv、女性2,500mSvとされております。この「しきい値」という言葉は、場合によっては「閾値」という言葉と同じ意味で使われます。つまり、しきい値イコール閾値というふうにお考えいただければよいかと思います。

その概念的なことをこの図でお示ししましたけれども、横軸に被曝線量、縦軸に健康に対する影響の大きさを示しております。健康に対する影響の大きさは、線量が低くなるに従って低くなります。あるところまで低くになると、つまりこのしきい値より低くなると影

響がゼロになる、つまり影響なしになるというふうに理解されております。

確率的影響ですが、これは確定的影響と比べますと比較的低線量でも表れる影響をいいいます。発症の確率が線量とともに増えるとされる影響というふうに理解されております。その代表的なものは白血病を含むがんです。これにつきましては、しきい値が設定されないという場合もあります。それは個々の物質によって判断されますけれども、しきい値を設定しない場合もあります。

(P P)

ここから食品健康影響評価の話に移りたいと思います。これは、先ほどのお話にも少し出てきましたけれども、まずリスク評価とリスク管理の枠組みであります。

私たちの食品安全委員会はリスク評価機関でありますと、これは何をするところかといいますと、食品中の危害物質摂取による健康影響の評価、つまりリスク評価を実施するというのが私たちの任務となっています。これは科学的知見に基づいて客観的、中立・公正に評価を行うということになっております。

それに対して、リスク管理機関というふうに呼ばれるのは、ここには放射性物質の場合ですので厚生労働省と示してありますけれども、このリスク管理機関は厚生労働省、農林水産省、消費者庁などの機関に位置づけられております。これらの機関は、リスク評価結果に基づいて、例えば規制値を設定するとか、そういう食品ごとの政策、対策を講じて実行するということが任務になります。

その場合に基づくべき判断は、勿論私たちのリスク評価結果も踏まえなければいけませんけれども、それに加えて費用対効果、国民感情、その他、それを実行できるような技術的可能性などなどのことに基づいて食品ごとに政策を立案し、実行する、そういう任務分担になっております。

今回、放射性物質についてですが、先ほどお話にありましたように、緊急を要するということで3月17日に暫定基準値を厚生労働省が設定しました。これにかかる健康影響評価の要請を同時に食品安全委員会にしました。

それを受けまして私どもは、非常に緊急的ですので短時間のうちに、とりあえずこの暫定規制値について集中的に審議しまして、審議結果を3月29日にとりまとめまして、結果を厚生労働省の方に通知いたしました。

そのとりまとめの内容は、ICRPの示す実効線量1年当たり10mSvというのは、緊急時の対応としては不適切と言える根拠は見出せないと。放射性セシウムについては、1年当たり5mSvというのがかなり安全側になったものという結論を得ました。これは緊急時の対応としてかなり安全側に立ったものという判断であります。その結果を通知しました。

しかし、この後、通常私どもが行っている健康影響評価というのは半年とか1年とかかかるんですね。それは、科学的な資料を収集し、それを精査して、それにに基づいて審議・議論をする、そういうステップを踏んでおります。ですので、この場合も食品中に含まれる放射性物質についてのリスク評価をするにはかなり時間がかかるということで、とりあ

えずこれを返しました。その後、評価を行いました。

(P P)

評価に当たって 3,000 ぐらいの文献を精査しました。そのほか、国際機関の報告書、それらを精査しました。精査して使える文献を絞り込んでいきましたが、その精査した基準というのが被曝線量の推定が信頼に足るかどうか、そのほか研究手法が適切かなどに基づいて絞り込んでいきました。

(P P)

内部被曝のデータが欲しかったのですが、それが極めて少ないということがわかってまいりましたので、外部被曝を含む疫学データを使うことにいたしました。

国際機関におきましては、リスク管理のために高線領域で得られたデータを低線領域に当てはめた幾つかのモデルが示されております。しかし、私どもはある程度検討が進んだ段階で、モデルの検証は困難という判断に行き着きました。したがいまして、最終的には被曝した人々の実際の疫学データに基づいて判断を行うことになりました。

(P P)

その結果、ここにお示ししました最終的に 3 つの報告に基づいて評価の結論を得ました。1 つはインドの自然放射線量が高い地域があるのですが、ここで発がんリスクの増加が長年にわたって見られていないという報告、それから広島・長崎の被爆者の疫学データ、これは 1 つは白血病による死亡リスクを被曝集団と被曝していない集団で比べた、そういう報告、それから固形がんというのは、例えば胃がんとか結腸がんとか肺がん、そういう固形がんによる死亡リスクを調べたデータで、この研究報告により被曝線量が 0 ~ 125mSv の集団、被曝線量が 0 ~ 100mSv の集団、それについて調べてみると、こちらの 0 ~ 100 では統計学的に被曝線量が増えるとリスクが高くなるということが確認できませんで、ところが 125 まで含めますと、被曝線量が増えるとリスクが高くなるということが確認できました。

のことから、100 から 125 の間に、つまりおおよそ 100mSv を超えると固形がんによるリスクが高まるということを示すデータというふうに考えられました。

(P P)

小児、胎児に関しては、チェルノブイリの事故に関連した報告、ここにお示ししましたような 2 つの報告が割と最近の報告でありまして、小児に白血病、それから被曝時の年令が低いほど甲状腺がんのリスクが高い。ところが、どちらも線量の推定に不明確な点がありましたので、線量はわからないけれども、小児が感受性が高いということがわかりました。

それから、胎児への影響につきましては、小児ほど感受性が高くない。1 Sv 以上の被曝によって精神遅滞が見られ、0.5Sv 以下の線量で健康影響が認められなかったという比較的確かな報告がありました。

(P P)

これらの結果を踏まえまして、最終的に概要をお示ししますと、ここにお示ししますようなところに落ち着きました。放射線による影響が見出されるのは、生涯における追加の累積線量がおおよそ 100mSv 以上。それから、そのうち小児の期間については感受性が成人より高い可能性があるということ。それから、100mSv 未満の健康影響について言及することは困難と判断しました。それは、1つは曝露量の推定が不正確であるということ、放射線以外の様々な影響と明確に区別できない可能性があるということ、根拠となる疫学データの対象集団の規模が小さいということから、困難と判断しました。

(P P)

おおよそ 100mSv でありますと、これは安全と危険の境界というわけではなく、食品についてリスク管理機関が適切な管理を行うために考慮すべき値というふうに位置づけられます。これを超えると、健康上の影響が出る可能性が高まることが統計的に確認されている値と言うことができます。

更に重要なことは、これは食品からの追加的な実際の被曝量に適用されるべきものであるという結論を得ました。

駆け足で説明しましたが、以上の健康影響評価結果を厚労省の方にお返しました。以上です。どうもありがとうございました。

○司会（新本課長） 食品安全委員会のリスク評価の結果などについて御説明を申し上げました。

続きまして、食品中の放射性物質の新たな基準値につきまして、厚生労働省の基準審査課、森口課長より御説明申し上げます。

○森口基準審査課長 ただいま御紹介いただきました厚生労働省基準審査課の森口と申します。それでは、時間も限られていますので、早速説明させていただきます。

(P P)

まず、今回、3月に定めました暫定規制値を新たな規制値に見直すということですけれども、最初におさらいで、現在使っております暫定規制値について御説明させていただきます。

食品の暫定規制値の考え方ですけれども、これはもともと食品衛生法で放射性物質に対する規制値が国内でございませんでしたので、今回の原発事故を受けまして、原子力安全委員会が定めておりました原子力発電所事故等を想定した原子力施設等の防災対策という防災指針の中に「飲食物摂取制限に関する指標」というのがございまして、それをそのまま準用させていただいて設定したものでございます。

設定の考え方ですけれども、許容できる年間の線量を 5 mSv と置きまして、食品を 5 つのカテゴリーに分けまして、カテゴリーごとに 1 mSv を割り振る。それを成人、幼児、乳児の 3 つの年代区分ごとに摂取量と放射性の感受性、線量係数で割り算をして、何 Bq / kg であれば各食品区分が 1 mSv に収まるかというのを計算します。そうしますと、例えば飲料水であれば、成人の 201 が一番厳しい、小さい数字になる。牛乳・乳製品であれば、

乳児の 270 が一番小さい数値になるということで、あとはもう成人が一番小さい数字になっていますけれども、最小値を拾ってきまして、その中で端数を整理する。下の方はかなり大胆に端数を切っていますけれども、 200Bq と $500\text{Bq}/\text{kg}$ という規制値が設定されています。

ですから、この導出の過程で大人と子どもの放射線の感受性は線量係数で反映されています。それから、食品は基本的に大人用、子ども用と分けられませんで、その中で一番厳しいものを選ぶという形をしていますので、子どもに対しても十分に配慮されているというような形になっているものでございます。

あと、ここに書いていませんけれども、セシウムの規制値については 1 割ストロンチウムが含まれているということを含めて、それで合わせて 5mSv に収まるようにということで規制値が設定されております。

そういうことで作られていますので、暫定規制値であっても、大人と子どもの曝露量、線量に換算しましたときは、子どもの方が大体半分ぐらいになるというような状況でございます。

(P P)

今回の新たな基準値の設定についてでございますけれども、現在の暫定規制値に適合している食品は健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されているというふうに評価されておりますけれども、より一層の食品の安全と安心を確保するという観点から、年間の許容線量を 5mSv から 1mSv に下げた基準値を作っていくということでございます。

また、食品区分を従来は 5 つの区分に分かれておりましたけれども、基本は一般食品にする。飲料水と牛乳・乳製品のうちの牛乳の部分を特出しし、残りの乳製品、野菜類、穀類、肉等は全部一般食品として一括りにするという考え方です。そのほかに新たに乳児用食品という区分を作るという形で、基準値として 10、50、100、50 という数字を考えているものでございます。

(P P)

食品区分についてでございますけれども、まず飲料水ですが、すべての人が摂取し、代替がきかず摂取量が非常に多い。大人であれば、WHO は 2 リットルを基準にしておりますので、非常に量が多い。それから、WHO が飲料水の指標値として $10\text{Bq}/\text{kg}$ を提示しているというようなことがありますので、飲料水については特出して区分を作る。対象となるのは、飲用される水のほかに、水との代替関係が強い飲用茶についても、水の代わりに飲まれるものですので対象とするということにしております。

それから、あとは乳児用食品と牛乳につきましては、乳児用食品は子どもの食品ですし、牛乳は大人と比べて明らかに子どもの方の摂取量が倍以上多いという事実がございますので、これについては特出しをして規制値の設定をする。そのほかの食品は、以下の理由にありますように一括りの区分にすることとしております。一括りにすることによって、こ

の食品は何ベクレルなのかとか、そういったことを考えることが必要ない、非常にわかりやすい規制になります。それから、食習慣の違い、私は肉をよく食べる、私は野菜をよく食べる、そういったばらつきの影響が最小限になります。これがコーデックスなどの国際的な考え方と整合がとれているということで、この4区分としております。

(P P)

次に、規制の対象とする核種の考え方でございますけれども、暫定規制値はヨウ素、セシウム、ウラン、プルトニウム等のアルファ核種、4つの区分の核種が対象になっておりましたけれども、今回の新しい基準値では、規制の対象は福島の原発事故で放出された放射性核種のうち、原子力安全・保安院がその放出量の試算値リストに掲載した核種で、半減期1年以上の放射性物質全部を対象にするということで、セシウム、ストロンチウム90、プルトニウム各種とルテニウム106というものが対象としております。今回の新しい基準は長期にわたって今後使っていくものですので、半減期が短いものについては対象としておりません。

あと、下にもありますけれども、放射性ヨウ素は半減期が8日ですけれども、既にもう検出が認められない。それから、暫定規制値で対象になったウランについては、原発敷地内において天然の存在レベルと変化のない状況でありますので、基準値は設定していないということにしております。

(P P)

規制値設定の考え方ですけれども、セシウム以外の核種については測定に非常に時間がかかる。ガンマ核種ではないので測定に時間がかかりますので、移行経路ごとにセシウム等の濃度がどうなっていくかを産物ごとに計算していまして、セシウムとの寄与率を計算する。合計して1mSvを超えないようにセシウムの基準値を設定する。

下の絵にありますような移行係数、これはIAEAといったところのデータを基に全部計算していまして、例えばセシウム以外の核種の線量が、例えば19歳以上であれば最大約12%を占めるということは、セシウムを88%で抑えないといけないということで計算をしていくということにしております。

(P P)

実際に基準値がどうなっているかでございますけれども、以下、ほかの核種のことを全部入れていきますと、計算が面倒くさく、数字が細かくなつてわかりにくくなりますので、セシウムというふうにしか言いませんが、ほかの核種の分を全部含めてセシウムを考えているということで御理解いただきたいと思います。

介入線量レベル1ミリですが、ですからこれもほかの線量の分をここから引かないといけないわけですけれども、1ミリに対してまず飲料水の線量、飲料水は先ほど申しましたようにWHOが10Bq/kgという指標を示しておりますので、その分を引く。今回、大人であれば2リットルということで考えていますので、飲料水の線量が年間0.1mSv程度になります。その分を引いた残り約0.9mSvを一般食品に割り当てるという計算を行っていきます。

1歳未満から、年令区分、性別、妊婦さんにつきまして、年間の食品の摂取量、換算係数で割っていきますと、限度値何Bq/kgまでならば合計線量が1mSvに収まるかというのが計算で出てきます。この際、流通する食品の50%が汚染されているという仮定を置かせていただいているけれども、一番厳しい数字が13歳～18歳の男性の120Bq、これが一番小さい数字になります。やはり食事の摂取量がかなり多いということで、ここは一番厳しい数字になります。一方、1歳～6歳なんかであれば300Bq台でも大丈夫という数字ですが、子どもの食品、大人の食品と食品流通を分けられませんので、一番低い数字を引っ張ってきて、120を更に切り下げる100Bq/kgという基準値案とさせていただいている。

(P P)

次に、乳児用食品の範囲ですけれども、含まれる食品は健康増進法に定められた乳児用調整粉乳、いわゆる粉ミルク、それから乳児の飲食に供することを目的として販売するもの、ベビーフードとかフォローアップミルク、乳児用のおやつ、例えば何か月からとか書いてあるようなものですね、1歳未満、12ヶ月齢以下の赤ちゃんを対象者にしている食品について対象にしたいというふうに考えているものでございます。

(P P)

それから、牛乳の範囲でございますけれども、牛乳については「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」という、「乳等省令」と私どもは略しておりますけれども、その省令で牛乳を原料とする食品の定義がいろいろ定められておりまして、乳等省令で「乳」といつているものについては、牛乳のほかに低脂肪乳とか加工乳といったものがございます。あと、スーパーなんかで御覧になればわかるとおり、乳飲料というものが同じような紙パックで売られているものがございます。これは乳等省令の乳製品に該当するのですけれども、どういった食品かといいますと、例えばカルシウム添加した骨太何とかとか、クリーム等が入った濃厚牛乳みたいな四・何パーセントといったようなものは、食品衛生法の区分では乳飲料に該当してしまうのですが、食品の外観とか食べられ方とすれば牛乳と同じように、代わるものとして飲まれているものですので、今回の放射能の基準につきましては、新しい基準ではこれも「牛乳」の区分に入るということで考えております。

ほかのものについては、例えば乳酸菌飲料とか発酵乳、こういったものについては子どもが明らかに喫食量が多いというのが食品摂取データを見ていても出てきませんので、入れておりません。また、全体の喫食量としても牛乳が圧倒的に重量的には多く子どもに食べられておりますので、「牛乳」の範囲としてはこの範囲を置くということで考えております。

前のページの乳児用食品と牛乳については、子どもへの配慮の観点で設ける食品区分であるため、一般食品については、先ほども言いましたように、汚染率50%という仮定を置いておりますが、すべてが汚染されていたとしても影響がないということで、100Bqの半分である50Bq/kgを新たな基準値としたいというふうに考えております。

この考え方は、食品の国際ルールであるコーデックスにおいても、例えばインファン

用のミルクでバラエティーが乏しいものを食べているというような場合には、汚染率の考え方は別に立てるという考え方方がされておりまして、コーデックスの考え方でも認められた考え方と考えております。

(P P)

次に、製造、加工食品の新たな基準値の適用の考え方でございます。これは基本は現在の暫定規制値も一緒でございます。原材料だけではなくて、製造、加工された状態、加工食品においても一般食品であれば $100\text{Bq}/\text{kg}$ というのを満たさないといけないということでございます。

ただし、①、②については暫定規制値にはない新たな考え方を導入したいと考えています。1つ目は、乾燥きのこ等の乾燥食品で水戻しを行って食べるものにつきましては、食品の喫食の状態、コーデックスの Ready to Eat という考え方、食べる状態で安全を確保するという考え方でございますので、原材料の状態と食べる状態、水戻しを行った状態で基準値を適用し、乾燥状態での基準値適用は求めない、こういうことを考えております。ただし、のりとか干しぶどうとか、乾燥したまま食べてしまう食品、これはそのままが食べる状態ですので、乾燥した状態で基準に適合しないといけないということでございます。

それから、お茶とか米油など、原料から抽出なり、浸出して飲む、または食べる食品でございますけれども、原材料の状態と実際に食べる状態では形態が大きく変わるということで、原材料の状態では基準値の適用対象として、茶については飲む状態で飲料水の基準値に適合すればいい。それから、米や菜種などの油を抽出する原料となるものについては、抽出した油の状態で一般食品の基準値がクリアできればいいというふうな考え方でいきたいと考えているものであります。

(P P)

次に、経過措置期間の設定でございます。現在の暫定規制値でも、先ほど申しましたように、適合している食品は健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されていると考えられることから、新たな基準値への移行に際しては市場に混乱が起きないように、準備期間が必要な食品については一定の範囲で経過措置期間を設定することとしております。

また、それ以外の食品についても、3月31日までに製造、加工、輸入されたものにつきましては、賞味期限まで4月以降も流通を認めるということで考えております。

ただ、原料となるもの、生鮮食品を含めたものについては4月1日から切り替えますし、製造加工用の原料も4月1日以降に新たに作る、または輸入される食品については新基準に適合してなければいけませんし、この原料は新基準に適合したものを使って作っていただくという形になります。

経過措置期間の対象となるものとして、米、牛肉、大豆を考えておりまして、米、牛肉については6か月間、大豆については9か月間、これは既に市場に今年産のものなり、500を超えているものは排除されているわけですけれども、100から500Bqの間のものが市場

にある。それをまた全部さかのぼって排除していく作業は膨大な作業になりますので、とても3月まででは間に合わない。こういうこともございまして、とにかく米と大豆については1年1作ということもありますので、これらについては経過措置期間を設けたいというふうに考えておりますけれども、12月22日の薬食審の部会で、米、牛肉、大豆の経過措置期間、6か月、9か月をなるべく短くできないかという御意見をいただきしております、現在、農林水産省さんとはその点について協議をさせていただいているところでございます。

(P P)

では、基準値の食品を摂っていった場合に、どのぐらいの被曝線量になるか。これは下にありますような条件のもので基準値いっぱいのものを食べたということですので、実際にそういうことは想定されないのでですが、ワーストケースということで示しているものでございますけれども、一番高いのが13歳～18歳の男子で、 0.80mSv ということになります。それ以下の小学生、7歳～12歳とか、1歳～6歳については、更にそれよりずっと小さい0.4とか0.3前後ぐらい、大人と比べても半分ぐらいの線量になりますので、乳幼児には十分配慮した基準値になっていると言えるかと思います。

(P P)

これはあくまで計算値、最大のワーストの計算でございますので、実際の被曝量はどうかということでございますけれども、新しい基準値に基づく放射性セシウムからの被曝線量の推計でございます。これは、昨年8月から11月に自治体が行っておりました食品のモニタリング検査のデータを基に、摂取量を掛け合わせて推計していったものでございまして、左側が中央の数値のものばかりを食べたということを推計し、あと、右側は90パーセントタイルということで、濃度が高い方、下から積み上げていって90%目のところのものばかりを食べた、それを国民の平均摂取量で1年間摂取し続けたということで仮定したものでございますけれども、中央値で 0.043mSv 、90パーセントタイル値でも 0.074mSv ということで、新しい実際のモニタリングデータからの推計では更にこういう小さい数値になります。前のページの0.8とか、0.6とか、そういった数字よりはずっと小さい、1けた以上小さい数字になっています。

(P P)

実際に、食品からの放射性物質の摂取量の調査を行っております。この左側のものがそうでございますけれども、東京、宮城、福島におきまして市場に流通しているものを実際に買ってきて、宮城と福島についてはできるだけ地元産のものを買ってくるということをいたしまして、それを平均的な摂取量でサンプリングをして、均一化したものを測定するということを行ったものでございます。

紺色のところがセシウムの被曝量で、東京は見えないぐらいの線になっていますけれども、 0.002mSv という数字で、宮城は0.017、福島が0.019だったと思いますけれども、それぐらいの数字でございますので、先ほどの前のページのモニタリングデータからの推計

よりも、たとえ福島であっても半分ぐらいというのが実態かなというのが、まだ限定的に行っていますけれども、マーケットバスケット調査での実際でございます。

この黄色いのは放射性カリウムの食品からの摂取量を同時に測定しております、カリウムだけで大体 0.2mSv ぐらい、日本全国、大体その範囲で、今回出たこのセシウムの量はこのカリウムの被曝量のばらつきの範囲に収まる程度というのが実態でございます。

(P P)

今後の規制値見直しに当たってのスケジュールでございますけれども、現在、12月 22 日の薬食審の放射性物質対策部会において基準値案が作られたところで、その内容を今日御説明させていただきました。現在、文科省にあります放射性審議会において審議をしていただいているところでございます。

併せて、パブリックコメントが 1月 6 日から 2月 4 日、それから WTO 通報が、13 日と書いておりますけれども、外務省を通じて WTO に 1月 6 日に通報しまして、13 日には WTO のホームページに出るはずだったのですが、まだ出ておりません。ですから、これはちょっと空欄ですけれども、今週中には出るはずです。終わりは 2月 10 日までです。

それから、リスコミを今日から開始いたしまして、2月 28 日まで全国 7か所で実施していくというようなことで、今回の規制値案につきまして皆さん方の御意見を伺った上で、最終的に薬食審で御審議いただき、答申いただき、4月に向けて施行していきたいというふうに考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○司会（新本課長） 厚生労働省の基準審査課長より、暫定規制値に代わる新たな基準値の設定の考え方、適用の考え方、それから食品からの放射性物質の摂取量の推計について御説明申し上げました。

続きまして、食品中の放射性物質の検査につきまして、現状と今後の取組みにつきまして、厚生労働省の監視安全課の道野室長より御説明申し上げます。

○道野輸入食品安全対策室長 御紹介いただきました食品安全部の道野と申します。よろしくお願ひいたします。

今から、「食品中の放射性物質の検査について」ということで、昨年 3月 17 日の暫定規制値の設定以降の対応について簡単に御説明したいと思います。では、資料に従って進めたいと思います。

(P P)

これは全体像として、ちょっと細かくて見にくくて恐縮ですけれども、これまでの対応ということで、今申し上げたとおり、原子力安全委員会が示した飲食物の摂取制限に関する指標という値を暫定規制値として、食品衛生法の判断基準として設定をしたというのが 3月 17 日であります。この食品衛生法の基準ができたことによって、地方自治体において検査が実施されるようになったわけです。

当初、やはり検査のキャパシティーというのは非常に限られていたということはあった

わけですけれども、昨日までに実に9万746件ということで、9万件の検査が3月17日以降、関係自治体、ほぼ全国の自治体で検査が実施された。当初の検査のキャパシティーは非常に少なかったわけですけれども、皆さん、特に地方自治体の皆さんの御努力でこれだけの検査がやってこられたということになります。暫定規制値を超過した事案は全部で1,048件、この数字は昨日まででも変わっていません。

こここの注釈にありますように、当初、大体5月の終わりぐらいまで、放射性ヨウ素の検出というのは非常に高かったわけありますけれども、半減期が8日間と非常に短いということがございまして、その後はセシウムの残留というのが問題になってきているわけです。

実際に暫定規制値を超えた場合、どのように対処しているかということでございまして、最初に見つかったのが3月19日でありまして、基本的には当該食品については食品衛生法に基づいて回収だとか、廃棄だとか、流通している場合にはそういったことがされるわけです。

それから、もう一つは原子力災害対策特別措置法という法律がございまして、いわゆる報道等で出ている出荷制限、要は一定地域の農産物の出荷をストップするという措置ですけれども、これは原子力災害対策特別措置法に基づいて行われています。詳細については、また後ろでお話しします。

実際に、食品の出荷制限がとられた後に、例えばいろいろな検査を行う体制ができたとか、特に放射性ヨウ素の場合には汚染のレベルがどんどん下がっていった、規制値を確実に下回るということがわかってきた、そういう場合には出荷制限措置について、一部または全部を解除するというような対策をとっているわけです。

暫定規制値の内容については、先ほど森口課長から御説明があった、右側の上の方の部分については割愛させていただきます。

出荷制限の対象になっている食品ということで、1月10日時点のものが出ています。やはり福島県が非常に多いということはございます。ただ、一部は、福島県の場合には警戒区域だとか、計画的非難準備区域などの設定があって、実際に農業生産ができないということで、出荷制限の解除に必要なデータが集まらないということがあって、出荷制限がかかったままになっている地域もあります。特に、原乳だとか、ホウレンソウ、カキナとか、こういった当初問題になった葉物野菜については福島県全県に対して出荷制限をかけていましたので、解除ができるデータをそろえるところというのは実際に農業生産ができるところですから、そこ以外のところについてはまた今後農業が再開された段階で検査等を行っていって、解除手続をとってくるというふうになるのではないかと思っています。

福島県以外のところにつきましても、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、群馬県、宮城県、岩手県といった県で一部の食品について出荷制限されているという状況にあります。

ただ、この中で例えば福島県とか栃木県、宮城県、岩手県の牛肉であるとか、茨城県、栃木県のイノシシ肉であるとか、こういったものについては一部が解除されています。一

部の解除というのはどういう意味かというと、全頭検査ができるだとか、それから特に牛肉の場合ですけれども、飼養管理に問題があった一部の農家から出荷されているものについては全頭検査、それ以外の農家については飼養管理をチェックするために定期的に出荷される牛について検査をするという、我々は全戸検査と言っていますけれども、そういう仕組みができた県については、そういうプログラムの中に入って出荷されてくるものについては出荷制限を解除しましょうという、一部解除というような措置をとっているわけです。

(P P)

食品中の放射性物質をめぐる対応のスキームということで、政府、それから関係都道府県との関係を示したものであります。政府の原子力災害対策本部というのは、これは全閣僚がメンバーの政府の対策本部ということになるわけです。その下で、厚生労働省につきましては食品衛生法に基づいて検査に関する企画立案だと、ここにあるのは暫定規制値の設定であります。勿論今回の新基準値の設定についても、厚生労働省で食品衛生法に基づく基準値として検討を進めているわけであります。

基準値に関しては、食品安全委員会との間での、先ほど熊谷先生から御説明があったような食品安全基本法に基づく諮問、答申とか、こういったリスク評価の関係、それから厚生労働省内でも薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会におけるいろいろな実質的な検討、議論ということがされるわけであります。

一方で、検査に当たっては関係の省庁との連携、特に後ほどお話がありますけれども、生産段階を所管している農林水産省、それから一般消費者の皆さん方にいろいろな形での情報提供をしていくという観点で消費者庁、それから政府全体のモニタリングを所管している文科省とか、そういう関係省庁との連携を図りながら、こういった食品の安全対策を進めていくわけであります。

先ほどのスライドでも少し触れました原子力災害対策特別措置法については、これは原子力災害対策本部でいろいろな措置なり、検査の計画なりというものは検討されるわけであります。この対策本部の下で食品の出荷制限の設定解除であるとか、あと、関係の検査の指示等についても行われているというわけであります。関係都道府県につきましては、それぞれの都道府県においてこの検査を実際に行っていただく。それから、出荷制限の設定の指示が出た場合には、各県の中で今度はそれを実行していただくというような仕組みになっているわけであります。

(P P)

食品中の放射性物質の検査についてということで、このスキームについて御説明申し上げます。検査の計画については、原子力災害対策本部で全般的な方針というものを定めて公表しております。対象の自治体は 17 都県。これは、出荷制限がこれまでに設定、指示された県プラス、そこに隣接している都県を合わせて 17 都県あるわけですけれども、この 17 都県が対象になっています。

対象品目としては、これまで暫定規制値を超えた食品、摂取量の多い食品。これは先ほども少し出ていますけれども、国民が摂取する食品を通じて曝露する線量等の推計ということもあるわけでありますけれども、そういうたった摂取量の多い食品についても検査をしていただくということ。出荷制限解除後のフォローアップの検査。生産状況によって各自治体での主要農産物というのがございますから、こういったもの。出荷後の市場流通品についても対象にしてほしいというようなことが対象品目として定められています。

それから、対象の区域ですけれども、これにつきましてはなかなか各地域地域での農産物の汚染度合いというのはそうすぐにわかるわけではありませんので、環境モニタリングの結果等を参考にさせていただいて、優先順位だとか、場所の特定ということをしていただくようにということにしています。

それから、検査頻度につきましては、勿論、季節的に出荷される、シーズンが決まっているものがあれば出荷前にやっていただく。その後は定期的な検査ということで対処をしてもらうということにしています。

それから、実際の検査の実施ということではありますけれども、基本的にはゲルマニウム半導体検出器で検査をしていただくということになっています。これは、平成14年にこういった緊急時のモニタリング検査を行うためのマニュアルを厚生労働省の方から策定して、各都道府県に配付していたわけでございますけれども、現時点もそれに基づいて基本的にはゲルマニウム半導体検出器で検査をしていただくということを原則にしています。

昨年7月に、牛肉における放射性物質の残留ということが問題になりました、全頭検査だとか、そういうたった特定の食品についての検査のニーズというのが高まってきたということがございまして、スクリーニング検査法というものを私どもの方で出しています。これはゲルマニウム半導体検出器よりも比較的短時間で測定ができ、勿論それに付随していろいろ問題点も若干あるわけですけれども、NaI のシンチレーションスペクトロメータを用いたといった検査を可能としています。

7月には牛肉を対象ということで始めたわけですけれども、11月には現在の暫定規制値で言えば 500Bq/kg の基準が適用される食品については、すべて一応対応できるようなスクリーニング法という形で私どもの方からお示しをしているという状況にあります。

測定については、基本的にそんなに食品によって違うというものではありません。固体の場合は細切だとか、その後、秤量してもらって測定する、解析するというような簡単な流れでありますけれども、この写真でも、何回か今までテレビ等を通じて御覧になっていると思いますけれども、こういった鉛の遮蔽体の中に入れて、こういった検出作業を行います。これは周りの環境の放射線の影響を避けるという観点で、こういったシールドを用いて検査することになるわけです。

(P P)

都道府県における検査ということで、自治体によってかなり施設だとか、機械だとか、人員だとかにも差がありますので、1つは厚生労働省サイドでも国立機関とか大学等の試

験機関を紹介するであるとか、先ほど申し上げたようなスクリーニング検査の導入、それから私どもの方でも流通段階の買上げ調査ということを国立医薬品食品衛生研究所の方でやっております。また、関係省庁等において機械整備に対して財政的な支援措置というようなこともやってまいりました。また、検査計画について、私どもの方のホームページで公表ということもしております。

(P P)

出荷制限の仕組みでありますけれども、こういった検査の場合、流通しているすべての食品を検査するということは、現実には非常に多種多様の食品が流通しているわけで、それを全部検査するというのは非常に難しい。実際にはできないと考えています。

そういったことで、原子力災害対策特別措置法、「原災法」と略します。要は一定の地域でのこういった放射性物質による汚染の広がりがあった場合、規制値を超える食品が出荷されるような状態にあった場合には、一つひとつの農家の当該農作物を検査して、それぞれの流通をストップしていくのではなくて、一定区域、一定地域のものについてはもう出荷をしないという出荷制限をかける、こういう考え方で原災法については対応をしているわけです。

更に、著しく高濃度の値が検出された場合には、まさに自分の畠で採れたものについても食べないようにしてくださいという出荷制限という措置も併せてとるというような考え方です。

この下のスキームにありますように、食品衛生法の場合は限界があつて、検査したロットしか処分できません。そういったことで、原災法に基づいて地域的な広がりのある品目については出荷制限、更には摂取制限をとっていくというスキームになっているわけです。

(P P)

設定条件についてでありますけれども、基本的にはそういった現時点でやっているのは複数の市町村で特定品目について規制値を超えるというような場合には、出荷制限を設定しようという考え方です。

ただし、自治体による管理が可能であれば、当該自治体を区域に分けるというふうにしています。もともとは都道府県単位を原則にしていましたけれども、当初はそのようにして3月は対応したわけですけれども、検査の頻度が増えてきて、体制も整ってきたというようなこと、それから関係自治体からもう少しきめ細かくやってほしいというような強い要請もございまして、現時点のような、場合によっては市町村ごとに細分して区域を設定して出荷制限を行うというような対応をとっています。

それから、解除については、当該自治体から申請をしていただいて、区域をある程度分割したりして申請することも可能で、放射性ヨウ素は今は余り問題になりませんけれども、放射線ヨウ素のときは半減期が8日間と非常に短いので、基本的には新たな汚染がなければ1週間で半分ずつなくなっていくということを前提にしつつ、1週間ごとの検査結果が3回連続ですべて暫定規制値以下ということを条件にしていました。

セシウムの場合には、むしろそれよりもばらつきというようなこと、それから再分布というようなことも懸念されるということで、直近1か月以内の検査結果が1町村当たり3か所以上すべて暫定規制値以下という条件にしております。

(P P)

これらの検査結果の公表については、厚生労働省で毎日とりまとめてホームページで公表しています。

それから、地図上に記載をしたり、放射性物質が検出されなかった場合にも検出下限値を記載しています。

検出されるものについては、規制値以下のものであっても数字を書いていますし、更に不検出といつてもいろいろな意味があるので、どれぐらいの検出下限で不検出だったかということも自治体から報告していただいて記載するようにしています。

各自治体の検査の実施状況、例えば各市町村単位で見ると、どの程度検査されているかというようなこともホームページで公表しております。

(P P)

モニタリング検査における放射性セシウムの暫定規制値超過割合ということでありまして、福島と福島県以外、このような状況になっていまして、事故発生直後に比べれば、放射性セシウムの濃度は減少傾向にあります。ただ、キノコ等、特定のものについては、23年度の路地物が出回る10月、11月、要するにシーズンによっては若干増加しているものもあるということです。

(P P)

今後の取組みでありますけれども、新たな基準値、それからこれまでの検査結果を踏まえて、今申し上げたような食品中のモニタリングの検査のガイドライン、対策本部で出している検査計画というものについても見直しを行うということ。

それから、新たな基準値に対応可能なスクリーニング検査の技術的要件の見直し、これは特に新基準値案が5分の1になるということになりますので、特にスクリーニングの検査については技術要件を見直していくという作業を現在行っているところです。

更に、ゲルマニウム半導体検出器も含めて、そういった検査機器のニーズというのも引き続きあるだろうということで、地方自治体の検査の支援を引き続き進めるという観点で、機器整備に関する財政的な支援措置も新たに実施することとしております。

(P P)

厚生労働省ホームページ、官邸のホームページ等に関係の情報は掲載されております。

(P P)

これは最後の方になりますけれども、環境モニタリングのデータを活用していますという一つの例ですけれども、文科省が実施している航空機モニタリングのデータというのも活用して検査をやってくださいということで都道府県にお願いをしています。

(P P)

また、これは各都道府県で市町村単位でどの程度検査がやられているかということが確認できるようにということで、こういった資料も厚生労働省のホームページで掲載しております。

以上であります。御清聴、どうもありがとうございました。

○司会（新本課長） 厚生労働省の道野室長より、暫定規制値の下での検査、それから出荷制限などの取組みの状況、更には新しい規制値に対応した今後の取組みということで御説明申し上げました。

それでは、情報提供の最後になりますけれども、食料の生産現場であります農業生産現場におきます対応につきまして、農林水産省生産局の安岡生産推進室長より御説明を申し上げます。

○安岡生産推進室長 皆さん、こんにちは。農林水産省の安岡と申します。

私の方のテーマは「農業生産現場における対応について」ということで、実はスライドが30枚ぐらいございまして、与えられた時間が10分ということですので、やや駆け足になるかもしれません。資料などをご覧になりながら聞いていただければと思います。では、早速進めさせていただきます。

(P P)

今日の中身です。最初に農水省の基本方針を簡単に御説明して、先ほど道野室長の方から検査結果について御説明がありましたけれども、検査結果を見ながら、それぞれの品目がどういう状態にあるのかということと一緒に見ていきながら、最後に生産現場の取組みについて簡単に御説明したいと思っております。

(P P)

農水省の基本方針でございます。何よりも第一は、当然国民に安全な食料を更に安定して供給するということでございます。

そういう中で、放射性物質対策としては私ども都道府県なりの検査を迅速かつ適切にやっていただけるよう様々な支援を行っております。

更には、先ほどから御説明にあった厚労省とも協力して、食衛法の所管は厚労省ですが、私どもは現場の方の対応について協力して進めているという状況でございます。

(P P)

具体的なお話に入りたいと思います。ここから先は検査結果を見ながら、それぞれの品目の今の状況を御理解いただければと思っております。

これは23年産の米の状況でございます。御存じのとおり、米については事故直後、2つの手法を組み合わせて安全な米の供給のためにやってまいりました。1つは、土壤濃度の高いところについては予め作付制限ということで、福島の一部の地域では作付制限をさせていただきました。更には、作付したものについては検査をして、それで基準値以下のものだけが流通されるようにということで取り組んでまいりました。

ここからは米の調査結果でございます。全国17都県約3,200点調査をして、実際、99.2%

が 50Bq 以下という結果でございました。

(P P)

更に、皆さん御関心の福島のだけで見ても、福島県で見れば 98.4% が 50Bq 以下、90.4% が 20Bq 以下というデータでございます。全体トータルを見ていただくとこのようなデータになっておりまして、米全体は比較的低い値が示されたということでございます。

(P P)

こうした検査が終わった後の 11 月になって、皆さん御存じのとおり、暫定規制値を超える米が福島県の一部の地域で検出されてしまいました。こうした状況を受けて、農水省が福島県と今協力して行っていることをここから御説明したいと思います。

まず最初に、一部の地域で出てしまったわけですから、当然、同様に他のところでも出ているものがないかということで、今詳細な調査を福島県と一緒にやっております。

最初に出た福島市内の大波地区と周辺の特定非難勧奨地点が存在するような地域、周辺の地域について、全ての農家の米について今詳細な緊急調査、出荷を止めて調査を行っているということでございます。これが 1 つ目です。

2 つ目は、来作に向けては、どういう原因でこうした高濃度の米が出たんだろうということを知らなければいけないということで、要因の解析を行っている。この 2 つを行っているところでございます。

(P P)

これは年末の時点のデータとなります。

今のところ、詳細な調査を行った結果、30 の農家で暫定規制値 500Bq を超えるような米が検出されております。ただ、この数字を見ていただいてもわかるとおり、点数としては 5,000 点近くそういう超過が見られた地域を調べたのですが、そういう地域の中でも非常に限定的、更に集落の中で見てもごく一部の農家で出ているということで、非常に限定的に出ている状況でございます。また、それぞれの農家さんはどちらかというと自家用でつくっている農家さんなんかも含まれているので、総量で今これを換算すると 40 トン分ぐらい、福島県が 35 万トンですから、私の計算が合っていると 0.001%、こういうふうなオーダーのような状況でございます。

(P P)

実際、今のをグラフにしたもので。こういうふうに暫定規制値を超えたものが出て、もしくはその周辺の地域について細かく調査をして、今は調査の途中段階の集計ですが、こういうところを見てもそういう地域の中でも 95% ぐらいは 100Bq 以下だったということで、極めて限定的に出ているという状況が見えております。

いずれにしても、こういう調査を更に詳細にやって、超えるような米がどのように分布するか、存在するかということをちゃんと調べて進めているところでございます。

(P P)

2 つ目の取組みを簡単に御紹介します。もう一つの取組みは、実態がどうなっているの

かということを我々調べています。高い濃度が出た地域の生産の実態をいろいろ調べているわけですが、まず最初にやはり土壤の放射性セシウム濃度は比較的高かったです。ですが、高かった地域の中でごく一部の田んぼだけが高い濃度のセシウムが米で出たというのが実態でございます。例えば、隣り合わせの田んぼで、片一方が検出していないのに片一方だけ例えば出たというような実態がございました。

そうしたことで調べていくと、こここのグラフにあるとおり、1つはカリ肥料の影響というのが見られています。高い濃度が見られた圃場では、カリの濃度が非常に低い値が見られた。通常期待されている濃度値として、全国平均で約30ミリグラム等あるんですけれども、非常にカリの濃度が低く、カリとセシウムというものは植物体や土壤の中で同じような動きをするので、カリがあるとなかなかセシウムが吸収しにくいことがあるようです。本来施用するような量でないような非常に低いカリの肥料の施用などが原因だったのではないか。こうしたことでも考えられています。

(P P)

更には、現場の圃場を見てみると、山合いで非常に狭い水田で、農業機械がなかなか入れないようなところで米の放射性セシウムの高い値が見られているところがございました。実際、それで層別の土壤のセシウム濃度をこのグラフにあるように見たところ、耕うんにより十分かき混ぜられていないこともあるって、土壤の表層のところにセシウムが残っていた。更に、横に「稻株を抜いたところ」写真があるわけですが、見ていただいてのとおり、抜くと簡単に稻株が抜けたりして、すなわち根が余り下まで張っていなかった。深く耕されていなかったので、そうしたことでも非常に放射性セシウムを吸収しやすい状態があった。深く耕うんされていなくて、表面にまだまだセシウムが残っていて、更には深く耕うんされていないものだから根がなかなか下まで張らなくて、結果的には土壤表層の高い濃度を吸収してしまっていた、そのような要因などもあるのではないかということが今のところわかつております。

中間報告でしかないので、更にほかの要因も想定されます。例えば山林からの影響とか、いろいろなことを言わせてもらっていますので、さらに要因解析を行って、次年作につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

(P P)

続いて、24年の作付が年が明けて近づいてまいりました。昨年末には、24年産の稻の作付の考え方というのも、近づいてきた中で示させていただいている。来年作に向けては、今年23年産を1年間生産した結果がございます。今年の結果を基に来年の作付制限をどうするか、または検査をどうするかということを考えていきたいと考えております。

基本方針はここに書いてあるとおりで、例えば今年の結果で500Bqを超えたようなところは作付制限をするだとか、100を超えたところについても作付制限を検討するといったことであるとか、検査についても今年のいろいろな要因や値の出方などを見ながら、調査設計を考えていくということを考えているところでございます。具体的な地域のとり方、

そういうことは今関係の福島の地方自治体などとよく相談して決めていきたいということでお進めているところでございます。

(P P)

ここまでが米のお話で、ほかの作物はどうなっているのかというのをここから少し御説明したいと思います。

これも先ほど道野室長の方からの説明であったようなことやダブるところがあるわけですが、米以外の作物の調査結果を並べたものがここにございます。これを見ると、他作物は 100Bq 以下が 80% ぐらいというデータになっているわけですが、100 から 500 のところのものを更に拡大するとこのような結果になります。

(P P)

100 から 500 の範囲にはどんなものがあるのかというのを拡大して示してございます。野菜、果樹、お茶、キノコなどが 100 から 500 の間にあるわけです。

ここで皆さんの頭の整理として、農作物の汚染のルートを説明します。基本的には 2 つございます。1 つは、事故直後の空から降下してきたセシウムが直接農作物に付着したもの。もう一つのルートは、土が汚染されて、土から根を経由して吸収するもの。農作物は基本的にはこうした汚染のルートが 2 つあるんだろうと思います。当然、今年事故直後については直接付着というのが問題になりました。今後は、どちらかというと、土壤からの影響というのがメインになってくるんだろうと思います。

そういう中で、これらの品目を見ていただくと、野菜については 3 月から 6 月は相当量ございます。これは事故直後に葉っぱに直接付着して、例えば葉菜類、ホウレンソウなどにおいて超過したようなケースです。ですが、土からの移行が主体となった 7 月以降に関しては、ほとんど高い濃度のものはございません。野菜は根から吸うステージになり、移行係数、根から吸収する割合も比較的低いこともあって、余り超過が出ていないというのが状況です。

ほかに、果物とかお茶ですが、果物やお茶は基本的には根から吸収して超過したとは考えられなくて、基本的には果樹であれば直接降ってきた放射性物質が樹に付着して汚染された、もしくはお茶の場合だったら茶の葉っぱ、もしくは茶の木が空から降ってきた放射性物質によって汚染されて、それがそれぞれ果物なり、お茶の新芽なりに移行して汚染されたというふうに考えています。ですから、こうした作物については、基本的には根からの問題ではないので、木の汚染なりに対応すれば低減対策が打てるのではないか、このように考えているところでございます。この点については、後ほど少し御説明します。

最後に、キノコに関しては基本的には培地だとか、ほだ木だとか、そういったものの汚染が原因だと考えられています。今、検査などをしてほだ木なり、培地なりを管理することで対応が進められているところでございます。

(P P)

畜産物を最後に少し御紹介して次に進みますが、牛乳について、原乳ですね、4 月以降

はもう 50Bq 以下しかございません。

(P P)

更には、牛肉については汚染された稲わらを利用した関係で超過したものが出ているところですけれども、全頭・全戸の検査などをしながら、安全なものだけが出荷されるよう管理をされているところでございます。

(P P)

最後に生産現場の取組みをもう少し簡単に御紹介します。

まずは、作付制限や検査を行って、放射性物質濃度の高い農作物が生産されない、もしくは供給されないようにしています。こうした中でこの他の取組みとしては、まずは資材です。肥料もしくは堆肥だとか、もしくは土壌改良資材、そういう資材について一定の水準、400Bq/kgといったような基準を設けて調査をして、超過したものが利用されないように取り組んでいるところでございます。

(P P)

更には、様々な現場の取組みを行っております。先ほど御紹介した果樹の汚染ですが、樹の表面が汚染されているので、木の表面の粗皮を削っていくことで汚染を相当軽減するといったことが行われています。

お茶については、葉や、若木の方に汚染が付着しているので、剪定したり、もしくは深く刈ったりして、付着したセシウムを落として来作に向かおうとしているということでございます。

更には、左側のところで様々な農地の除染ということで、例えば表土を削ったり、もしくは表層と下層を反転したり、そういったことで作物への吸収を減らす、農地の汚染を減らすということをしているところでございます。

(P P)

最後に、畜産の取組みを簡単に御説明します。畜産のポイントは、1つは使うえさの問題であります。えさについては基準を設けて、超過した飼料は利用自粛等を進めているところでございます。

更には、汚染された稲わらを使用したため牛肉で超過した事例が出たので、当然、えさの管理をしっかり行い、特に稲わらについては汚染された稲わらが使われないように封印したり、隔離・処分したり、こうした取組みをして、飼料管理に努めているところでございます。

(P P)

最後に、もうこれも先ほどお話があったところですけれども、牛肉について特に全頭・全戸の検査を行うなど、検査についてもそれぞれの品目の実態に応じた形で行っているところでございます。

私の説明は、以上でございます。いずれにしても、23年産の生産の様々な検査の結果、更にはいろいろ得られた知見などを踏まえながら、来作に向けて対策なり、検査なりとい

うのを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○司会（新本課長） 農水省の安岡室長からは、農作物や畜産物の調査や検査の結果、それから規制値超過の要因解析、更には来作に向けての対応ということで御説明をいただきました。

以上で、情報提供として4名の方から説明を申し上げましたけれども、ここで休憩に入りたいと思います。この時計で約10分、3時15分から再開ということで、再開の後はこれまでの情報提供に関しまして、会場の皆様方から御質問、御意見等を賜りたいと思います。会場設定の関係もありますので、10分間、これから3時15分まで休憩とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

（休 憩）

○司会（新本課長） それでは、時間になりましたので再開させていただきます。

それでは、これから会場の皆様方との質疑応答、意見交換に入りたいと思います。休憩前に4名から御講演いただきましたけれども、これらにつきましてわからなかつた点、更に確認したい点などがありましたから、御質問としてお受けしたいと思います。

質疑応答の進め方ですけれども、4名の情報提供をいただきましたけれども、大まかにはまずは最初の健康影響の関係、食品安全委員会の関係と、それから2つ目の新たな規制値の関係、基準審査課長の関係、これらについての質問等をお受けして、ある程度やりとりした後、放射性物質の検査の関係、農業生産現場での対応につきましてのやりとりという形で進めさせていただきたいと思います。予定としては4時をめどに進めたいと思います。

御質問に当たりましては、まず、御発言の方は挙手をお願いしたいと思います。私の方で指名させていただきます。係の者がマイクをお持ちいたしますので、発言の前、できれば最初に所属とお名前をおっしゃっていただいてから発言をいただくと幸いでございます。

できるだけ多くの方に御発言いただきたいものですから、御発言はできるだけ二、三分以内にまとめていただければなと思います。そういう形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、まず講演の1つ目、2つ目の関係につきましての御発言、御質問、御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。それでは、前の2列目の方からお願いしたいと思います。

○質問者A 日本科学未来館の池辺と申します。

最初の健康影響と基準値の決め方のところで、100mSvのところでまず線引きが一応あつたと思うんですけども、とりあえずそこは100mSv以下であれば安全という線引きを行つたという御趣旨なのかということと、最終的に基準値になるところで年間で1mSvという

値の線引きになっていくという、そのロジックはどのようにつながっているのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

○司会（新本課長） まず、100ミリの線引きについて、食品安全委員会の熊谷先生の方からお話しいただいて、その後、森口課長の方から1mSvとの関係について御回答を申し上げます。

○熊谷食品安全委員長代理 私ども、設定しましたおおよそ100mSvというのは、生涯における追加の累積線量がおおよそ100mSv以上の場合に放射線による健康への影響が見出されるというふうに考えられる、そういうレベルであります。100mSv未満の健康影響については、私どもの評価の中では言及することは困難という判断に立っております。ですので、リスク管理をする上で、そういった意味でおおよそ100mSvというのが一つのラインになると考えております。これは生涯の累積線量としてとらえていますので、例えば年間1mSvという数値は十分にその範囲内に入っているという見方をとってございます。

○森口基準審査課長 熊谷先生のスライドの一番最後に、100mSvというのは実際の被曝量に適用されるものだというふうな記述がございます。実際の被曝量の方であれば、実際に行っているモニタリングデータから計算上ですと、私ども0.04とか、90%タイルで今日は0.07という数字を出しましたし、それからマーケットバスケット調査ですと、それより更に小さい、福島でも0.019という数字ですので、これはそういう曝露を生涯受けたとしても100mSvには到底到達しない。

ですから、暫定規制値の状態でも生涯100mSvというのは超過することはないのだろうと思われますけれども、今回、年間許容線量、介入線量といいますか、規制値の基となる線量を5ミリから1ミリに下げるにいたしましたのは、食品の国際的なルールを作っていますコーデックスが1mSv／年ベースの規制値を設定している、ガイドラインとして示しているということ、それから、実際のモニタリングデータ、今日スライドで道野、農林水産省の方からもございましたけれども、セシウムの検出状況はどんどん下がってきているということで、今年の4月に1ミリベースに下げたとしても、我が国の食料供給上大きな支障を生じることはないだろうということから、できるだけ食品中の汚染物質の規制の考え方、食品衛生法の考え方としてALARA（アララ）と言っていますけれども、As Low As Reasonably Achievable、合理的に達成できる限り基本的に少ない方がいいだろうという考え方の下に1mSvに下げるができるのではないかということで考えているものでございます。

○司会（新本課長） 生涯の追加の線量のおおよそ100mSvと、行政上の介入線量としての年間1mSv、更には実態の実被曝量として0.1mSvとかいうレベルという関係についての御説明でございました。

そのほか。では、後ろのそちらの方、お願いできますでしょうか。

○質問者B パルシステム生活共同組合連合会の原と申します。私はたくさん言いたいことはあるのですけれども、時間もありますので、2点だけ申し上げたいと思います。

1つは基準値ですけれども、これよりもできるだけ低くしていただきたい。先ほど森口さんの方から ALARA 原則について言及がございました。厚生労働省の薬食審の部会報告の中にも、ALARA 原則とは書いていないんですけれども、できる限り低く保つということが書かれております。そういう考え方に基づいて、できるだけ低くということがこの基準改定にきちんと追求されているかどうかということで再検討をお願いしたいのですけれども、実際、先ほど安岡さんの方から、米の場合には 99%以上が全国で言うと 50Bq 以下になっているという説明がございました。

私どもも消費者に商品を供給している関係がございますけれども、基準が高いと消費者はそれに近い汚染の食品が流通することがあるというふうに受け取りますので、消費者にとっても不安なんですけれども、生産者にとっても、実際に低くなっていても、いつまでも高いというふうに見られて、福島ですとか、北関東の生産地の食品は売れないということになりますので、消費者にとっても生産者にとってもより低い基準の再検討をお願いしたいと思います。

もう一つは、猶予期間が相当長く設けられている食品もあるんですけども、この猶予期間をできるだけ短くしていただきたい。できるだけ早く実施をしていただきたいということですね。先ほども申し上げた、高い基準がいつまでもあると、猶予期間が長いということはそれだけ前の高い暫定規制値がずっと続くということですので、4月以降も高いもの、暫定規制値、新しい基準値を守れない食品がずっと流通するんだというふうに消費者は受け取ります。それはやはり消費者も嫌ですし、生産者のためにもなりませんので、そこのところは是非再考を願いたいと思います。

ちょっと先ほどのお話と直接関係ないのですけれども、この場には恐らく原子力災害対策本部の方、あるいは文部科学省の方、環境省の方、もしいらしていただいているのであれば是非お願いしたいのですけれども、今回は食品に 1 mSv ということを割り当てていますけれども、決して食品だけで 1 mSv を費やしてはならないと思っています。なおかつ、外部被曝ですね、福島ですとか、一部関東地方などにもあるのですが、ホットスポットと呼ばれるところでは外部被曝で 1 mSv を超えるようなところもございますので、そういうところの除染対策を一刻も早くお願いしたいと思います。こうしている間にも被曝をしているわけで、是非そこの対策をお願いしたいと思います。

○司会（新本課長） 最初にお断りしたいと思うんですけども、今日は食品中の放射性物質についての対策の説明会ということで、今の3つ目の御質問につきましては今日のあれではございませんので、回答は控えさせていただきたいと思います。

まず、御質問の基準値はより低くしてほしいという御意見、それから経過措置、猶予期間の関係につきまして、厚生労働省の基準審査課長から御回答をお願いします。

○森口基準審査課長 基準値を今回 1 mSv を介入線量レベルというか、それをベースに基準値を割り振っていっているわけでございますけれども、コーデックスも 1 mSv を超えて規制をする必要性は認められないというような考え方を示されていると思います。実際の

食品中からの曝露量も、放射性カリウムの量と比べれば、その変動の範囲内という御説明をさせていただきましたけれども、そういうことでそれ以上厳しく規制をしていくということについてメリットがあるのかどうかということになるのかなと思います。現在のところは、とりあえず今現在 5 mSv ベースのものを 1 mSv にする。更に、必要性があるというふうに今国際的にもそういうふうな考え方をされていませんので、そういうのも勘案しながらということになると思います。

それから、経過措置を短くということで、実際に対象品目を何にするかについては、食品生産・流通・供給を管理しています農林水産省さんとさんざん協議させていただきまして、既に例えば今回、米と大豆が年1作でもう流通しているものがあると。ただ、実際に流通しているものは年1作のものというのはもっとたくさんあるわけですけれども、流通している中で措置が必要だと、経過措置を設けないと、回収とか、検査とか、市場が大混乱をしかねないというもののだけに絞るということで、3つだけに絞ったということでございまして、これを更にやめるということになれば、食料の供給が非常に混乱して、スーパーからしばらく食品がなくなりかねないというようなこともありますので、これが危なければ当然そういうことも含めて考えなければいけないわけですけれども、今の暫定規制値のものを食べたとしても、実際の曝露量というのは先ほど説明したような数字でございますので、決して危ないものではないということから、社会的混乱を起こしてまで市場から早急に排除しなければいけないという必要性は感じられないということが私ども審議会の議論でございます。

○司会（新本課長） それでは、こちらの前の方。

○質問者C 子どもたちを放射能から守る全国ネットワークの事務局の近藤といいます。先ほどのパルシステムさんのお話も受けて、ちょっとお話ししたいことが3点ございます。

まず、年間 1 mSv の中に食品だけで 1 mSv というのはどういうふうな経緯でこうなったのかということを再度。前回のリスクコミュニケーションのときでは、内部、外部を含めて総量で 1 mSv ということだったのですけれども、これが内部被曝のしかも食品だけというのは、ほかのことを全然考慮していないということで、ちょっと認めることができないと思っています。というのは、今でも東京でも関東地域において、外部被曝だけでも計算すると 0・数 mSv ぐらいの被曝量があるというふうに私たちは思っておりますので、そういう状況の中で、内部被曝だけで物を語るのはどうかなと思っております。

2点目。先ほどの話にありました低線量被曝について、100mSv 以下のリスクは認められないということで、リスクについては白血病と甲状腺がんという発がんだけのリスクをおっしゃっていましたけれども、チェルノブイリでの現状を見ましても、低線量においては原発ぶらぶら病に始まるような多様な障害が出ているというデータも出ております。それについては見えないリスクなんですね。見えないリスクをないものとして考えているこのスタンス自身に問題があると思っておりますので、先ほどリスクを少なくすることに対してメリットがないというふうにおっしゃいましたけれども、逆だと思います。リスクがな

いからこそ、そこをきっちり精査して、リスクがあるかもしれないというスタンスに立つということが今回のこの厚生労働省からの発表にはあってしかるべきだと思っておりましたので、私は非常に残念に思っております。

あと、3点目。パルシステムさんのお話にありましたように、低くすることのメリットというのは、消費者の方も現状の暫定基準値は決して安全とは思っておりません。我慢値も超えていると思っています。今回のこの下げる年間 1 mSv におけるこの数値が、これこそが我慢値、我慢できるかどうかぐらいの気持ちでいるんですね。その数値を更に下げてほしいというのは、消費者もそうですが、生産者もそうだと思っております。生産者の人も、本当に自分たちがこの数値でつくっていいのか、出荷していいのか、相当悩んでいらっしゃいます。この数値のままいくということは、消費者としてもこういうマックスの数値のものがまた流通しているのではないかという不安を増長するだけで、決して風評被害を払拭するには至りません。ですので、数値を下げるにメリットがないとさつきおっしゃったことについては大変失望しております。

以上です。

○司会（新本課長） ありがとうございます。3点いただきました。最初の食品 1 mSv の経緯、内部、外部、これは食品安全委員会の評価の関係だと思いますので、その経緯について食品安全委員会の方からお話しするものと、もう一つ、低線量被曝の見えないリスクという話もございましたので、今回の食品安全委員会の評価の性格について、改めて食品安全委員会の方から御説明をいたします。3つ目の基準値については、後ほど森口課長の方からまたコメントをいただければと思います。

○熊谷食品安全委員長代理 先ほど御説明しましたように、私ども、内部被曝のデータがあれば最もよかったですけれども、内部被曝のデータは残念ながら健康影響の観点で極端に少ない。そういうわけで、外部のデータを用いざるを得なかったということで、外部データの評価に基づいているわけですけれども、外部被曝といえども、先ほど御説明しましたように、内部被曝とシーベルトという部分で健康影響という部分では変わらないというふうにとらえることができます。そういうわけで、外部被曝のデータを用いました。

これはあくまで食品の健康影響評価として、食品のみから追加的な被曝を受けたことを前提として評価を行いました。外部被曝を含んだデータを用いていますことから、導き出された健康影響の値についてもし問われれば、理論的には外部被曝を含めた線量としてとらえることも可能であるというふうに、以前の私どもの説明会ではお答えしてきました。しかし、評価としては外部被曝の評価をしたわけではありません。ですから、そこで用いたデータというのは、食品についての健康影響評価のためにこそ用いたデータなんですね。ですので、もし、外部評価も含めて改めて評価を行うということであれば、また別の形があり得たと思いますが、そういう意味合いで評価はあくまでも食品として摂取した場合の評価ということあります。ですから、外部被曝のデータを用いましたけれども、評価は食品の健康影響評価ということです。よろしいですか。

先ほど申しましたように、生涯累積 100mSv 未満につきましては、私どもの評価としましては、それ未満については十分科学的な根拠を持ってどちらと言うことができない、つまり言及することができないという結論を出しました。ですから、リスク管理の側は、それを踏まえてリスク管理の仕方を決めていただければというふうに、そういう関係になるのではなかろうかと思っております。

○司会（新本課長） ちょっと補足をさせていただきますと、今の低線量のリスクにつきまして、食品安全委員会の評価におきましても、科学的な確実性というのは当然でございますけれども、幾つか健康影響が出る可能性の指標、今日の熊谷委員からの説明の中にありましたけれども、500mSv とか、125 とかありましたけれども、その中で最も厳しいものを採用するというような考え方でやっておりますので、そういうような食品安全のリスク評価についても、かなりそういったところを十分見ながら評価をしているということは言えるかと思います。

では、森口課長の方からお願ひします。

○森口基準審査課長 新しい規制値もっと下げるべきだ、1 mSv を全部食品で使ってしまうのはおかしいじゃないかみたいな御意見だったのかなと思いますけれども、この 1 mSv というのは実被曝量ではなくて、あくまで規制値を設定するための目安の量であって、実被曝量は先ほど申しましたように非常に小さい値、東京であれば $2 \mu\text{Sv}$ 、1 mSv の 500 分の 1 という値の被曝にしか平均的にはならないだろうというマーケットバスケット調査の結果になっています。福島でも 1 mSv の 50 分の 1 程度ではないかという数字でございますので、実際に高線量のところに住んでいる方がいらっしゃるかもしれませんけれども、そこで食品を規制値を下げたからといって、線量が内部、外部を合わせて下がるかと言えば、それはなかなか難しいことかなと思っています。それは外部被曝を下げていくといった努力を政府としてやっていく必要があるのかなと思っていますが、それは私どもは担当する部署ではないので責任を持ったお答えはできないのかなと思います。

介入線量レベルは食品の規制値を 1 mSv として部会報告書案にも書いてありますけれども、コーデックスが 1 mSv ベースの規制値になっています。ヨーロッパも 1 mSv ベースの規制値で設定されているということから、1 mSv ベースの介入線量レベルで規制値を作れば、実際の被曝量は本当に小さい数字になるということから定めているものでして、例えば一般食品の規制値が $100\text{Bq}/\text{kg}$ になるから、店頭に並んでいるのは 90Bq あるのではないかというような御心配をされるのかなと思いますけれども、それはモニタリング検査したデータについては、私ども自治体が実施したものについては全部厚生労働省のホームページに集約して出していますから、それを確認していただければ結構ですし、それから各メーカーさんなども徐々にホームページ等でデータの公表等が進んできていると思いますけれども、これから更に進んでいくと思いますけれども、実際に規制値ぎりぎりの食品を出荷する这样一个ことは、ばらつきの範囲の中でいつ違反が出るかわからない。ですから、そういうことは行われないということは間違いないのではないかなと思っています。これ

を更に低くすることは、WTO のルール等を含めてもなかなか難しいのではないかと思います。

○司会（新本課長） ありがとうございました。実際の被曝線量はかなり低いものになっているという中で、国際的なコーデックスとか、そういうことも関係して今のような案になっているということでございました。

それでは、今5名挙がっていますので、この5名の方でこの関係の質問はまずお願ひしたいと思います。では、そちらの方から順々にお願いできますか。時間があれですので、是非手短にお願いしたいと思います。では、そちらの方からお願ひします。

○質問者D テーブルマークの山田と申します。新たな基準値についてお聞きしたいのですけれども、飲料水のところで含まれる食品の範囲のところに、直接引用する水、調理に使用する水というところがあるのですが、こちらは水道水はもとより、地下水の場合も製造に使用する水は10Bqを適用するというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○森口基準審査課長 食品の原料に使う水ということですので、それは基準に合ったものを使っていただぐくという形になろうかと思います。

○司会（新本課長） よろしいでしょうか。では、続いてそちらの方、お願ひします。

○質問者E 日本消費者連盟の山浦と申します。2点意見と質問をしたいんですけども、1点目は、500Bqをこの間ずっと続けてきたということにつきまして、抗議をしたいと思います。暫定基準値というふうにいっても、こんなに長い暫定はないと思うんですよね。こういった放射能汚染に国民がさらされてきた、それに対して行政がしっかりと対応してこないということが非常に問題だと思うんですね。この点について抗議をしたいと思います。

また、先ほども御意見がありましたけれども、暫定措置をこの秋までも認めるということも認められない。新しい基準を即実行していただきたいと思います。

それから、2番目ですけれども、食品安全委員会さんの方で今回出された年間1mSvの話ですけれども、これを実質的に実行できるようなそういう数値としてしっかりとらえていただきたい。そこには、ALARAの原則というふうなものではなくて、予防原則に基づいて不確実性のものもしっかりと対応できるような、そういう基準を考えなければいけないと思います。

セシウムだけが今回問題となっていますけれども、ストロンチウムとかプルトニウムとか、様々な核種がありますよね。そういったものがどういった影響を受けるかということが全然検討されていないわけですね。

それから、先ほども議論がありましたように、外部被曝の問題、こういったことが実際には多く問題となっておりますし、昨日もNHKでやっておりましたが、魚介類の汚染、こういった問題についても調査を全く政府はしていないわけですね。民間の方で東京海洋大学でしたか、実際に調査をされていますけれども、この値が非常に問題となるわけですね。こういったこともありますので、実質的に年間1mSvになるような考え方でもってしっか

りと評価をしなければいけないと思います。

以上です。

○司会（新本課長） 最初の経過措置の関係については、先ほど御質問もありましたので、時間の関係もありますので割愛させていただきたいと思います。

それから、年間 1 mSv 以下になるように確実に対応してほしい、検査も含めてということかと思いますが、これは検査の関係にもなりますので、全体的な検査の確認ということで。

これは、先ほどのセシウムの規制値、新基準値案はセシウムということでございましたけれども、プルトニウムとか、その他の核種も含めた規制値ということになっていたかと思いますけれども、その辺の補足を森口課長の方からお願ひできますでしょうか。

○森口基準審査課長 先ほど、前半のスライドのところで説明させていただきましたけれども、事故後 1 年たった時点から使っていく新しい基準値についてはそういうことで考えていますので、この報告書案の中にも書いてありますが、半減期 30 日未満のものについてはもう 4,000 分の 1 以下になっているでしょうから、ほとんど考慮する必要はないだろうと。少なくとも、もう速やかになくなってしまう。1 年以上のものを全部対象として被曝線量の 1 ミリの中に入るように計算しています。

ただ、実際にセシウムとほかの核種の比率がどうなるかというのは、放出量と IAEA 等の発表している移行データ、土壤から作物、作物を食べる場合、それから作物から家畜が食べて、家畜から肉として入る場合、そういった場合に核種ごとに移行率は違いますので、必ず安全側に安全側に計算は振っていますけれども、最大でほかの核種はどのぐらい入ってくる可能性があるか、その割合を計算した上でほかの核種の分としてどれだけ置いておけばいいかということを計算しています。

成人男子であれば 12% 分をそこにとておけば、それを超えることはないだろうと。ただ、これは既に報告されている実態のデータ等ですから、現実問題は今後どうなっていくか、こういう実験をこんな濃度で世の中でされたことはないわけですから、それは検証していく必要があるだろうというふうには思っています。

ただ、ルーチンの自治体が食品監視を行うときの検査として、対象核種としては今直ちにセシウム以外のプルトニウムとかストロンチウムとかを検査対象としたとしても、それは非常に検査に時間がかかる。1 か月か 2 か月かかるというようなものですので、生鮮食品であれば、例えば野菜等であれば、検査結果が出たときにはもう食べられてしまった後だというようなことも起こりますので、検査の対象とするのはセシウムだけにするということで今回検討されているものでございます。

計算は安全側に必ず全部振ってやっていますので、ほかの核種も合計しても最悪ケースでも 1 mSv を超えることはないというふうには考えておりますけれども、実際の移行係数とか、そういうのは農林水産省さんも今後調査・研究されると思いますけれども、私たちの方も確認していく必要はあるだろうと思っています。

○司会（新本課長） 以上でございます。それでは、最後にお2方。とりあえず前半の分の質問は並んでいらっしゃるお2人で、関連していれば続けて御質問、御意見をいただければと思います。

○質問者F としま放射能から子どもを守る会から参りました浜と申します。いろいろな文献を調べていただいて、いろいろなことを研究されて、まずありがとうございます。

その際に伺いたいのは、セシウムが臓器にどのぐらいたまるかというのを解剖して研究されたバンダジェフスキーさんの論文はどの程度検証されて、どういう結果だったのかということが1点。

あと、先ほどヨウ素の値は設置しないということだったのですけれども、今原発は56基ありますので、私たちはいつ爆発してもおかしくないと思っていますので、想定した方がいいのではないかと思うのですが、規制値は暫定規制値がヨウ素の場合はそのまま流用されるのかというのが2点目です。

3点目は、干ししいたけですけれども、料理をする立場から言いますと、さっきは水に戻したものと測るとおっしゃいましたけれども、実はだしがとても重要なので、どのくらいだしに移行されているのかとか、そういうことも検討されたのかなということが知りたいです。お茶にしても、健康の観点から粉にして食べる茶というのも売っているぐらいなんですね。なので、単に飲むだけのものを測って、それで安全と言えるのだろうかという、この3点をお願いします。

○司会（新本課長） もう一人の方、関連があれば。また別の御質問ですか。

では、3ついただきました。まず、バンダジェフスキーハー氏の論文についての見解ということで、食品安全委員会の方からお答え申し上げます。

○熊谷食品安全委員長代理 私どもは、日本語に翻訳されているものも含めて合計4つの論文については精査しております。それらは、残念ながら被曝線量が明らかでないんですね。体内中の組織中の何ベクレルという数値は出ているんですけども、それが明らかでないということ。補足的に申しますと、3,000ぐらいの論文を精査しましたけれども、被曝線量が非常に不明瞭なものが大部分なんですね。それらの中に残念ながらそれは含まれます。

それから、もう1点は、私ども論文を精査するに当たって、先ほど絞り込みの話をさせていただきましたけれども、用いている方法、特にその中でも統計的な方法、それから疫学解析の方法などに、それがしっかりしていないものというのはよりどころにするのがなかなか難しいという判断でした。この方の論文につきましては、統計手法の点で少し難点があるという判断をしましたので、残念ながら最後の方には残させていただかないということになりました。

○森口基準審査課長 まず、ヨウ素について暫定規制値を残した方が次の事故の際に有用ではないかという御質問ですけれども、今回は福島の原発事故で放出された核種、放射性物質の状況を踏まえて検討したものでございます。こういうことは二度とあってはならな

いことだと思いますけれども、もしあった場合に、どういうものがどのぐらい出るかというのはその事故ごとに状況はいろいろあるのかなと思います。

今回、ヨウ素については、甲状腺等価線量 50mSv をベースに暫定規制値が作られていますけれども、本来、規制値の在り方というのは、追加の累積線量が核種ごとに幾つまでいいということではなくて、トータルで幾つ以内に収めるということも考えないといけないわけですので、もし次の事故があってどういうものがどれだけ出たということがあった上で、では今回暫定規制値でヨウ素は野菜類は 2,000Bq という形になっていますけれども、それでいいのかとか、そういうことも再度考えないといけない。

それから、基になった飲食物摂取制限の指標値、これは原子力安全委員会の方で作られていますけれども、原子力安全委員会の方でも、この原子力防災指針をいろいろ見直し、検討を今後するというふうに聞いていますので、そういうのも踏まえながら今後の検討課題かなと思います。

それから、あと、シイタケとお茶の話がございました。シイタケについては、戻し方はこれは御家庭御家庭でお母様方はそれぞれいろいろなやり方で、重量比をいろいろな率でやっているでしょうから、どういうやり方がいいのかどうか、これは公的なことになりますので、試験方法を、標準的な試験方法というか、標準的な戻し方法というか、そういうものを今検討しているところでございます。そういう中で、水をどのぐらいの比率にしていくかとか、そういうことも調べ、それで水に出た分も含めて食べても大丈夫かどうか、そういうことも検討して公表していきたいと思っています。

それから、お茶についてですけれども、食べるお茶ですね。例えばふりかけで食べる目的のお茶とか、そのまま食べてしまうものについては、戻しではなくて乾燥状態で 100Bq になっていたかないと困る。例えば抹茶であればそのまま全部飲んでしまいますから、抹茶は 100Bq でないといけない。あくまで抽出して飲料水として飲む、茶葉は棄ててしまうというようなものは飲料水の基準を当てるということで考えています。

○司会（新本課長） 最後に、できれば何点かあるかもしれませんけれども、1 点に絞つていただくと幸いでございます。

○質問者G 東京連合こども守る会の代表の石川と申します。子どもたちを放射能から守る活動をしております。

8月の食品安全委員会のリスクコミュニケーションに出席させていただきましたが、ここでも山添座長は子どもに対してはとにかく極力放射線が当たらない方がいいと明言されておりました。勿論、そのときに内部、外部合わせて 1 ミリと、先ほどにも出たような御発言もございました。

そこで、私たちはそれを基に、では子どもに対しては少なくとも十分に配慮していただけるんだなということで考えて今日までに至ったのですけれども、先ほどの前半の説明でも、子どもに対して十分に配慮した、そして子どもの安全に配慮した上でその安全圏をとっているという御説明はいただきましたけれども、どうしてもどれだけ被曝をしていいか

を議論していると感じてしまって、子どもに対したら、山添座長のお話からしたら、子どもはどうしたら極力被曝をしないか、食品から取り込まないかという議論をしなければならなかつたと思うんですが、そうではなくて、厚労省は小宮山大臣を初め、子どもは食べる量が少ないとこらから始まって、どれだけ被曝していいかという被曝で事故の責任を子どもたちに負わせている、そういう議論を続けているとしか、私たち親からしたら感じ取ることができません。

そういうことを考えたら、この先ずっとこの汚染にさらされる子どもたちが生きていく段階では、一言、できるだけ子どもに対してはゼロを目指そうという大人全員の一一致した意見がどうしてもほしいと思っております。リスクコミュニケーションというのは、科学的、疫学的な観点から、その根拠に基づいてだけの議論がリスクではなくて、やはりこういった一番先が長い子どもたちの影響というところを精神的な面からの考慮もかなり重要な部分を占めると思っております。

子どもを限定にして分けることはできないと先ほど説明でもおっしゃられておりましたが、給食とか、子ども限定のものもあるわけですね。ベビーフードとか、そういうインファンント限定のと先ほどおっしゃっていましたけれども、ベビーフードなんていうのは本当に一部の期間、一部の子どもが口にするものであって、子どもというのは年齢層も広いですし、たくさん食べますし、そういう部分の考慮というか、配慮がやはり少ないと、どれだけ被曝していいかという前提で言うと、もう不満とか不安というのではなくならないので、目指すところは、基準を目指すのではなく、目指すのはゼロだという一言を厚労省の方では非書き添えていただきたいと考えております。

以上です。

○司会（新本課長） 食品安全委員会の評価結果では、小児の期間においては成人より感受性が高い可能性があるということで、今回の厚生労働省の基準値の案におきましても、そういうことを配慮して基準値案が設定されようとしているところでございます。

それでは、森口課長、小児の関係について御説明をもういただきましたけれども、この件について再度ポイントをお話ししいただいて。

○森口基準審査課長 先ほどからの説明の繰り返しになってしまいますけれども、スライドでも御説明させていただきましたけれども、限度値 1 mSv の介入線量レベルで計算してきた数字であれば、大人や中高生と比べて小児 1 歳～6 歳児は $300 \text{ Bq}/\text{kg}$ のものを食べても 1 mSv に収まるという数字でございますので、それを 100 Bq まで抑えていますから 0.3 mSv 程度にしかならない。それが子どもには高過ぎるじゃないかというところについては、何とも答えようがないというか、私からリスク評価としては言えないと思いますけれども、先生の方で何か。

○熊谷食品安全委員長代理 少しあづけさせていただきます。私ども、小児の期間については感受性が成人より高い可能性があると、今司会の方から言っていただいたとおりの評価を行いました。チェルノブイリにおいて、多少そういうデータがあります。ただし、先ほ

ど申しましたように、線量について特定できる証拠が残念ながらなかったんですね。それから、多数の論文においては、小児への影響が大人より高いということを必ずしも示さない論文もあるんですね。要するに、ここというのは非常に難しいところのレベルなんだというふうに考えております。

例えば、チェルノブイリ事故当時に5歳未満であったウクライナの最も高濃度に汚染されている子どもたちの調査の結果が1つ報告されていますけれども、それによれば、1年間10~99.9mSvの被曝を受けた子どもたちのグループで白血病のリスクの増加が認められたとする論文が1つあります。ただ、これも10~99.9といつても幅が非常に広くて、一体どこの数値、その間のどこなんだということが特定できません。唯一、その論文があることはありました。しかし、これだけではなかなか数値を特定することができないということと、その数値を特定するに足る統計処理その他の方法において少し難があった、難しい部分があったということで、これを基に数値を特定することはしませんでした。

それから、説明の中にも入れさせていただきましたけれども、もともと自然に高い地域というのが世界に幾つかあります。先ほどのスライドでお見せしましたのは、インドのケララ地方という累積線量で500mSv以上の線量の放射線を浴びている人々の集団において、リスクの増加が見出されないという論文があります。それは最も信頼できる論文だったのですが、そのほかにも中国の広東省の一部の地方でもともと高線量の被曝を受けている、つまり自然の、これは鉱石が出すトリウムという元素の出す放射線ですけれども、それを受けながら生きている人々の集団があります。それは年間6mSv以上を常時受けている集団ですが、そこでも例えば小児がんの異常な増加とか、白血病の異常な増加ということは報告されておりません。

そういうことも合わせ考えますと、小児につきましては確かに成人よりも感受性が高いということは言えるのですけれども、そうだからといって何倍も感受性が高いということは、例えば100倍も1,000倍も高いというふうにはなかなか想定し難い。これは感想ですけれども、そういう印象を持っています。

それから、山添先生がおっしゃったのは、恐らくこれはリスク管理の基本になろうかと思いますけれども、管理上のことで私どもが言う話ではないんですけども、食料の供給その他もうろもろの事情を考慮して、低くすることがいいんだろうという趣旨で恐らくお話をされたのではないかと思っております。もしかすると、ちょっと記憶が薄れているかもしれません。

○司会（新本課長） ありがとうございます。では、時間ももう4時を過ぎてしまいまして、進行の不手際で申し訳ございません。最初のお2方の御講演に対する御質問はここで終わりにさせていただきます。

時間を超過してしまって申し訳ありませんけれども、これから後のお2人の御講演、検査の関係、農業生産現場での対応についての関係の御質問についてお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

では、申し訳ないですが、今挙げている方でこの質問については終わりにさせていただきたいと思います。それで、時間もございませんので、一通り皆様方から発言していただいて、共通する部分もあるかと思いますので、回答はまとめてさせていただきたいと思います。もう一度手を挙げていただけますか。今の7名ということで限定させていただきたいと思います。では、そちらの方から順にお願いします。手短に、何点かある人はできれば1点に絞っていただいてお願いしたいと思います。

○質問者H 座ったままで失礼します。本日は貴重なお話をありがとうございました。杉並区から参りました指澤と申します。

私は資料3に関して質問があります。資料3の4ページ、検査の実施ですが、基準に関して言えば、自分は2人の小さい子どもがいるので、被曝量は低ければ低いほどいいというふうに思っておりまして、基準は低ければ低いほどいいということで、一步ではあるのかなというふうにはとらえています。ただ、測定の体制をそれに伴って強化していくなければ、基準がどれほど下がっても、結局、それに見合っただけ測定できていなければ意味がないのかなと思っております。

それで、杉並区の状態ですけれども、23区で初めてゲルマニウム半導体検出器の購入を決定してくださってよかったですなと思うんですが、その際、去年の9月にまた強化するために、ゲルマニウムを2台買ったり、マンパワーとかお金も限られていますので、測定強化のために2台は買えないと。ただ、NaIシンチレーションスペクトロメータを買って、そちらでより強化できないのかというふうにお聞きしたときに、危機管理室の方とか保健所の方が、それだと正確性が欠けるということで、それは考慮していないということをおっしゃったんですね。

今、4ページを見てポジティブにとらえているのは、国がその使用を推奨しているというふうにこちらに書いておりますので、早速地方の自治体にその話をしてみたいなと思うんですけども、そこでお聞きしたいのは、NaIシンチレーションスペクトロメータといいましてもいろいろあるかと思うんですけども、具体的にどういった機器を勧められているのかというのがもしあれば、どういったものなのかということですね。

また、10ページに地方自治体を財政的に支援するようなことを実施しますと書いてございますけれども、これに伴うコストを国は地方自治体に支援してくださるのかといったところ、どういった具体的な施策があるのかということをお教えいただけますでしょうか。

○司会（新本課長） 後でまとめて御回答を差し上げたいと思います。続きまして、お2方目、そちらの方にいらっしゃった方。

○質問者I テーブルマークの川越と申します。講演、ありがとうございました。2点ほどございます。

まず1点目が、NaIのシンチレーションスペクトロメータ、ちょっと重複する部分もあるんですが、検出限界が大体10～20、ちょっとゲルマニウムより高い状態がございます。去年、各地方自治体にどんどん配置されましたけれども、水の基準値が10となった場合、

どのような形で分析をしていくのだろうかというところについて情報提供をいただきたいなということ。

もう 1 点が、過去のモニタリング検査で実際に 100Bq 以上のものというのは多数検出されております。時間の経過とともに確かに減少はしていますけれども、例えば海産物、水産物、これら辺のものについては相変わらず 200、300、そこら辺のものが流通というか、検査結果が出ております。

そういったことを考えたときに、4月以降に新しい基準というふうに変わったときに、今まで原料として使うものが今度は使えなくなるという事態が生じてきます。そういったときに、今、市場、あるいは社会に残っている原料について、我々は食品事業者ですけれども、原料として使えないという事態がまず出てくる。まず、使うためにその原料が新しい基準に満たしているのかいないのかの判断を我々はしないといけない。そういったところも含めると、行政側でどの辺までのことをやっていただけるのかどうか。当然、それに伴って、今まで売れるようになっていたものが4月以降売れなくなる。これは特に福島県等を初め、現地の生産業者の方への補償、そういったこともどんなふうに考えられるのかといったことも、御意見等がございましたらいただきたいなと思います。

以上です。

○司会（新本課長） ありがとうございます。それでは 3 人目、そちらの方、お願いします。

○質問者 J ありがとうございます。フォーラム平和・人権・環境の市村と申します。

新しい基準に関して、先ほど厚生労働省の森口課長さんの方で、米や大豆を猶予期間を設けるということに対する質問に対して、これについて農林水産省と協議の上決めた、流通に混乱を来すから猶予期間を設けるというふうにおっしゃったと思いますけれども、先ほどの農林水産さんの御説明の中では、例えば米の調査結果で 50Bq 以下は 99.2%、福島県の中でも 98% が 50Bq 以下という説明をされましたよね。ということは、これで何で流通に混乱を来すのかということがさっぱりわからないわけであります、これについて農林水産省の方の見解を聞きたいと思います。

○司会（新本課長） ありがとうございます。それでは、4 人目、一番後ろの方。

○質問者 K 有機農業ネットワーク神奈川の堀といいます。私たちは有機農業者が主体の団体ですけれども、2 点ほど、特に安岡さんの方にお願いしたいことがあります。

1 つは、経過措置についてはなしにしていただきたいというのが生産者サイドの問題です。流通に余りにも慮った措置ではないかというのが私たちの考えです。3 月 11 日以降、原発事故が起きてすぐ、直接消費者に届けているわけですが、多いところで 30% ぐらいがやめています。それは汚染されているだろうと。暫定規制値が出て、暫定規制値は普通の消費者はわからないわけですね。暫定規制値なのか、ゼロなのか。ということは、暫定規制値のものがつくられて流通しているだろうということでやめていく人がいる。逆に、規制値を決めることが風評被害を招いている。そういう点から、基準はできるだけ下げて

いただきたいというのもあります、経過措置はまずゼロにしていただきたいというのが1つです。

それから、測定についてはかなりお金がかかりますから、やりたくてもできないという生産者がいっぱいいます。それで、農水省の方で予算措置されて、自治体と農協に対しては補助が出るようになったと思いますが、私たちのような任意団体には全然出ません。その点をもう少し考慮していただきたい。生産者団体に対しても補助をしていただきたいというのがお願いです。

以上です。

○司会（新本課長） ありがとうございます。では、そちらの方から順にお願いします。

○質問者L 世田谷こども守る会の事務局をしております中山と申します。先ほどの御説明の中でもなかなか納得いく部分がなくて、そもそも国がよりどころにしております ICRP に関する信頼性というのは、この前の NHK の「首都圏ネットワーク」でもありましたように、やはり揺らいでいる。実際、それを多くの人が見ておりまので、まずその ICRP 基準を既に基にしていること自体で内部被曝を軽視しているのではないかと疑っております。

2つ質問でございます。農林水産省の安岡さんですが、9万件既に調べていただいているということで、私たちも日々それをチェックさせていただいているが、9万件の内訳が、やはり全頭検査やいろいろ問題がありましたので、牛肉の占める割合が高いがゆえに、9万件の中でも本来調べるべき、要はサンプル数をもっと増やしていただきたいという要望ですけれども、それについて今後の展望をいただきたいということと、あと、先ほども質問が幾つか出ておりましたが、なぜ水産庁がここにいらっしゃらないのか。それについてお答えいただければと思います。

以上です。

○司会（新本課長） それでは、残る3名の方で終わりにしたいと思います。前の方からお願ひします。

○質問者M 放射能から子どもたちを守る会の近藤です。農林水産省の方に2点。

こちらの農産物の調査結果の表ですけれども、すべて 100Bq 以下のグラフが 83.4% となっておりますけれども、逆に言うと、私がずっと見ていますと、20Bq 以下の農産物がかなりの量があるんですね。ということは、消費者としてはもうほとんどかなり 20Bq 以下ではないかと思っておりまして、そうすると、実態としては、出るところは相当出ていますけれども、場所と特別な産物を除いてしまえば、ある程度は落ち着いているという認識も持っているわけですね。であれば、逆に規制値を厳しくしていただいて、出ているものが 20Bq 以下なんだという安心の下の方が市場も安定し、生産者も安定して出荷できるし、それ以上のものについて補償があるということは、生産者の方たちも安心して作付をし、次の一步に行くのではないかと思っておりますので、そこの実態と消費者の思い、それから生産者のお考えをもう少しきちっと精査していただくことが次の一步になるのではないかなど

私は考えております。

もう1点は、土壤検査について、文科省の方で土壤の追加検査が始まっていると思うんですけれども、実際、生産者の方々は作付していいかどうかということの土壤検査というのをすごく求めていると思うんですね。私たちも、生産地が県だとか市の単位ぐらいでここが安全と言われても、やはり不安なんです。やはり生産者単位の安全宣言というものが消費者としては求めているものでありますので、そういった意味で生産者の方に土壤の検査を補助する、農林水産省として生産者の土壤検査に力を入れていただきたいと思っております。その土壤の安全性を透明化していくことで、生産者の方も我々消費者も安心感が出ると思っていますので、そこの施策を進めていただきたいと思います。

以上です。

○司会（新本課長） ありがとうございます。それでは、そこの女性の方、お願いします。

○質問者F 先ほど質問しましたとしま放射能から子どもを守る会の浜と申します。

1つは、どちらに伺っていいかわからないんですけれども、たばこです。たばこを実はいろいろなところで調べたところ、管理する課、省がないということがわかりました。葉っぱは農林水産省ですけれども、製品になったときにはあれ自体にはポロニウムという放射性物質が多分入っていると思うんですけれども、あくまでたばこ産業さんの自主基準に任されていて、財務省にも回されたのですが、そこでも管理していなくて、厚労省さんも違うと。なので、たばこに関してよく放射線のことで引き合いに出されて、放射線よりもたばこの方が恐いと言っているのであれば、このたばこをどうにかしていただきたい。ちょっとここで言うことではないかもしれないですが、たばこの自主規制に関しても、放射線に関係しているので、どうやって検討されたのかということが1点です。

それと、先ほど17都市しか調べないということでしたけれども、これからがれきが燃やされていろいろな都市でまた再び放射性物質が飛ぶと思うんですけれども、その辺はどういうに検討されたのか。17の都市では足りないと思うので、よろしくお願ひいたします。

○司会（新本課長） では、最後にお1方、お願いします。

○質問者N フリーランスの牧野と申します。まず事実の誤認ですけれども、厚生労働省のデータが約9万あるんですけども、これは地方から実は全部上がってないんですよね。数え上げたら多分もうちょっと増えると思うので、そのあたりを強化していただきたい。

私は神奈川県なんですけれども、神奈川県の給食を横浜市なんかは毎日ゲルマで測っているんですが、それがこの3か月で740ほどあるんですけども、それがやはり一部だったり、あとは丸ごと測っているうちの一部の海老名の牛乳なんかが上がってないので、これは実は皆さん御存じない方が多いと思うんですけども、そのあたりは実は行政の対応というのもありますので是非。

あと、質問としては2点ほどですけれども、先ほど言いよどんだ節もあるかと思うんですけども、いわゆるシンチレーション検出器の位置付けですよね。これはスクリーニン

グなのか、それともちゃんとした検出器なのかというのは、実はやはりそこがはつきりされていないのではないか。使い方次第ではある程度の検査下限値、測定限界値が出せるわけですが、装置だけ出せばいいという段階にとどまっているのではないか。だから、できればそのあたりに対しての指導を可能な限りしていただく体制をきちんとしていただきたい。具体的に言いますと、どの機械に対してどれだけの時間を測るとどれだけの値が担保できるのかというのを、これは多分現場の声として上がってきてていると思うんです。

2点目、農水関係のデータで、特に果実ですけれども、根からの吸収は実は少ないというのはちょっとどうかなという節が1つありますて、これは学術的なことになるんですが、1つは例えばキウイですとか、柑橘類ですとか、基本的に酸性が強いものというのがセシウムと結合するのではないかというような認識が1つある。もう一つは、カリウムがそもそも多い果実に対して、セシウムと同じように取り込まれるのではないかというあたりに関しても、先ほどの説明とはちょっと違うかなと思うので、そのあたりもしお時間がありましたらよろしくお願ひします。

○司会（新本課長） ありがとうございました。時間も超過している中で申し訳ございません。まとめて回答させていただきたいと思います。

それでは、まず検査方法の関係で、基準値が新しい基準値になる関係で、シンチレーションスペクトロメータの位置付けといいますか、検査方法について、あるいは推奨機器について、あるいは水が10Bqということになりますけれども、そういったものの検査はどうなのかといった検査方法に関連して、まず道野室長の方からまとめて御回答をお願いできますでしょうか。

○道野輸入食品安全対策室長 それでは、まずNaIのシンチレーションスペクトロメータの件についてお答えしたいと思います。

まず、暫定規制値の体制でのヨウ化ナトリウム検出器の位置づけですけれども、私どもの方では、先ほど御説明したとおり、昨年の4月以降、検査ニーズが増えてきたということで、スクリーニングをするための機器という位置づけで技術的要件を示させていただいた。スクリーニングレベルをどれくらいにするか、検出下限をどれくらいということで、それに対応できる機器でやってくださいという細かな技術的な要件を示したところです。

現状で、機械メーカー等が対応をして、一応そのスペックに合うというふうに判断されたものに関しては、各機器メーカーサイドの方と日本アイソトープ協会のホームページの方に、こういったものが対応可能ですということのリストが掲載されているというのが現状であります。

今後ですけれども、また私どもの方で今度基準値が5分の1になるという関係で、そういったスクリーニングレベルであるとか、検出下限であるとか、そういったもの等の技術的要件を現在検討しているところで、勿論厳しくなると思いますので、一部の機械については対応できないものも出てくる可能性は十分あるわけです。その辺は技術的要件を私どもで検討したものを見急に示させていただくということをまずやらなければならないと考

えております。

それから、機器の設置についての支援については、これは検査機器ということでゲルマニウム半導体検出器、Na I の検出器、いずれについても支援の対象というふうにしております。

あと、消費者庁とか農林水産省の方でも貸出しであるとか、農水省の方では財政的措置、先ほどもお話が出ていましたけれども、そういったこともやられております。

そういうことで、検出器がついた機器については基本的にはスクリーニングという位置付けで私ども考えておりますけれども、ただ、スペクトロメータの中にもかなりよいものがあるということは御意見をいただいているので、今後検討の課題とは思いますけれども、現時点での検討は一応スクリーニングの機器としての位置付けでの検討ということを進めているところであります。

以上です。

○司会（新本課長） 関連して、食品関係事業者や農業生産関係での検査の支援ということで、土壤の検査とか、あるいは任意団体にも支援対象をというようなお話がございましたので、まとめて農水省の方からお願ひします。

○安岡生産推進室長 お問い合わせは2つあったかと思います。1つは検査に関する支援ということでございます。厚労省の方からもお話がありましたけれども、農水省としても、例えば地方自治体の検査機器の整備、もしくは生産者団体の機器の整備などを支援しているところでございます。先ほど、有機農業ネットワークの方からお話をあった件については、いろいろな補助の要件があって、ケースバイケースみたいなところもありますので、少し御相談をいただければなというふうには思います。それが1つ目。

もう一つは、私が答えられる話ではないのかもしれないのですが、食品業者の方から実際材料が使えなくなったりしたら財政的な支援はどうするのかというふうなことでございます。基本的には賠償にかかるような話かと思いますので、今、中間指針として賠償に関してはいろいろ定められておりまして、例えば基準を満たさなくなって生産とか出荷ができなくなった場合、もしくはその関係で関連の事業者さんがいろいろと経済的な被害を被ったような場合などについても、賠償上ルールがありますので、そういった中である程度賠償はされていくのではないか。

前後してしまいました。土壤検査に関して御質問がございました。私どもも、土壤検査をもっと点数を増やしていきたいと思っております。本年度、23年度の中で点数を増やして、農水省で検査をさせていただいて、約3,000点まで土壤調査の詳細化を今進めているところでございます。そういったことで、少しでも土壤の情報なども蓄積していきたいと考えております。

以上です。

○司会（新本課長） そのほか、経過措置に関しても御意見をいただきましたけれども、時間の関係もありますので、経過措置に関しましては薬食審の方でも議論があったという

ようなことでございましたけれども、引き続き、御意見を踏まえて検討されていくということになろうかと思います。

あと、たばこの関係は食品ではないということで、この場でのコメントは特にできるものではございませんので、御容赦をいただければと思います。

あと、水産庁の関係ということもございましたけれども、検査の関係については厚生労働省の方で農林水産省、水産庁も含めて、連携をとりながら対応させていただいてございますので、今日言ったようなお話につきましても共有をさせていただきたいというふうに思います。コメントがあれば。

○道野輸入食品安全対策室長 十分答えられていない部分もあるので、少し追加させていただきます。

検査の関係では、さつき水の検査というふうなことで御質問がありましたけれども、基本的に今私ども技術的要件を考えているのは、ヨウ化ナトリウム検出器に関しては 100Bq/kg の基準のものというふうに考えています。50とか 10 のものについては、基本的にはゲルマニウム半導体検出器で考えるというのが今の考え方でございます。

それから、今、経過措置の話がありましたけれども、原子力災害対策本部の方から、検査の計画とか、出荷制限等と考え方についてお示ししているわけでありますけれども、関係省庁の間で、4月に向けて、恐らく3月、ひょっとしたら2月ぐらいに出荷されたものがまだ4月以降も製品については出回る可能性もあるので、すべてをカバーするというのはなかなか難しい部分はありますけれども、移行期のモニタリング検査のやり方についても関係省庁と相談をして、できるだけ早く検査計画の考え方について示したいと考えております。

それから、水産庁関係ですけれども、事実関係だけを申し上げておきますと、確かに水産物の検体数が十分かどうかというのは議論のあるところかもしれません。例えば福島県については約 2,300 件検査して、規制値超過が 169、茨城県については 914 検査して規制値超過が 6 だとか、千葉県については 464 検査されて規制値超過なしというようなことで、検査も実施されておりまし、一方で福島県の場合にはまだ漁が再開できない状態ということで、福島県産の水産物は今出荷されていない状態にあるということも御承知おきいたければと思います。

あと、17 都県以外の検査はどうなっているかということでございますけれども、17 都県に関しては国として計画をちゃんとつくって検査をしてくれということを要請する自治体の数ということであって、それ以外の自治体においても検査をされております。詳しくは、私どもが毎日公表しています放射性物質の検査結果のいつも参考 1 になっているところ、細かい数字が出てますけれども、各都道府県において実際に実施した検査の実績値が掲載されてございますので、参考にしていただければと思います。

それから、子どもさんへの配慮ということで、検査の面で言えば、昨年の7月からになりますが、ちょうど震災後に製造されたロットが出てくるということで、乳児用の調整粉

乳であるとか、フォローアップミルクについても、検出下限をぐっと下げて、ゲルマニウム半導体検出器で時間をかけて検査をするということで、日本で市販されているものは非常に限られていますので、そういうものについて検査を始めています。その次に12月に実施をしたわけでございますけれども、これからも定期的に乳児用の調整粉乳、粉ミルクの関係、それからベビーフードについても検査をして、その結果についてホームページの方で公表していくという対応をとっていきたいと考えています。

以上です。

○司会（新本課長） ありがとうございます。あと、検査機器の推奨機器で何かコメントすることはございますか。

○道野輸入食品安全対策室長 先ほど申し上げたとおり、現行の基準に対応できるものについては、日本アイソトープ協会の方でホームページに掲載しているという状況です。新基準値への対応については同様のことを考えています。いつどういうものが掲載できるということは、まだ基準を示していない段階ですので、それは今後進めていくというふうに御理解をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○司会（新本課長） ありがとうございました。予定の時間を大幅に超過してしまいました申し訳ありません。それでは、もう時間ですので、ここで質疑応答、意見交換を終了させていただきます。皆様、熱心な御議論をありがとうございました。

また時間の都合上、今日御発言をいただけなかった方は大変申し訳ありませんでした。この意見交換を踏まえまして、厚生労働省の方で食品中の放射性物質にかかる新たな規制値につきましてはパブリックコメントということで2月4日まで実施してございますので、この規制値の関係に関しましては、そちらの意見、情報の募集にお寄せいただければというふうに思います。

これで、本日の説明会を終了させていただきます。円滑な進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。お渡ししておりますアンケート用紙には記入の上、出口の回収箱にお入れいただければと思います。

本日は、長時間にわたりありがとうございました。以上をもちまして説明会を終了させていただきます。